

第二部 占領期日本における高等学校制度  
改革論と職業高等学校

# 第一章 技能連携制度化論と職業高等学校

## 第1節 技能者養成の制度と教科課程

第一部で考察してきた学校制度内教育の機会均等と異質な「教育の機会均等」概念とは、具体的に如何なる概念であろうか。われわれはそれを昭和23年2月の教育刷新委員会（以下、教刷委と言う。）第13回建議、「労働者に対する社会教育について」の中の「教育の機会均等」概念にみることができる。即ち、同建議第3項は「労働者のための技能者養成所、見習工教習所、組合学校等の教育施設に対しても」、「教育の機会均等の趣旨に基き、高等学校、更に大学へ進みうるために単位制クレジットを与える措置を講ずること」（引用者傍点<sup>1)</sup>）と建議した。この建議の「教育の機会均等」概念は、労働者特に青少年労働者が学習している「学校」でない「技能者養成所」等に高等学校のクレジットを授与することによって、彼等に高等学校の「教育の機会均等」を保障し、さらには大学への途も開こうとするものであった。つまり、学校教育と生産の場での教育（技能教育）との連携制度化を建議するのである。かかる「教育の機会均等」概念が、昭和23年4月からの高等学校制度実施直前に、教刷委によって建議されたことは大いに注目されてよい。と言うのは、新学制下の高等学校の「教育の機会均等」概念が、学校教育法体制下において追求された概念とこの第3項建議で追求された概念の二つの相貌を持っていたことを意味するからである。しかし、これまでの研究では主として前者の概念を重視する余り、後者の概

念についてはほとんど考察されることはなかった。<sup>2)</sup>本章はかかる先行研究批判に立って、後者の概念が如何なる経過を経て、どのような問題をはらみ建議されたかを究明することにある。

ところで、学校制度下の教育と学校制度外の教育との連携化は、教刷委第13回建議によって、はじめて取り上げられたものではない。敗戦前においても、その性格をいささか異にしながら、しかし同建議と現象的には類似した実態があったことを指摘できるからである。従って、ここでは教刷委第13回建議を論究する前に、まず最初にその実態を明らかにして置きたい。

敗戦前において、両教育の連携化は、青年学校、特に工業青年学校と以下のような学校制度外教育施設との間で問題となった。即ち、(1)明治44年の「工場法」（法律第46号）により制度化され、大正5年の「工場法施行令」（勅令第193号）によって実施されることになった「徒弟制度」<sup>3)</sup>、(2)昭和13年の「国家総動員法」（法律第55号）に基づき<sup>4)</sup>、昭和14年の「工場事業場技能者養成会」（勅令第131号、以下養成令という）によって制度化。実施された技能者養成制度<sup>5)</sup>との連携である。特に後者とのそれがその実態上から重要である。<sup>6)</sup>

養成令に基づく技能者養成制度は、すでに先行研究が明らかにする通り、<sup>7)</sup>昭和12年の支那事変以降の大規模な徵兵と軍需産業の膨張に伴う深刻な労働力不足、特に軍需工場

での熟練工不足に対処するために制度化されたものである。技能者養成は、この養成令の公布によって、これまでのそれが各企業の慾意に委ねられていたのに対し、その公共化あるいは社会化を具体化したのである。しかし、その公共性、社会性はきわめて限定的なものであった。例えば、その公共化の意図は青少年労働者の労働保護あるいは教育機会の拡大にあったというよりも、むしろその直接的意図は当時の軍需労働力需要の不足の解決にあった。又企業主に対する技能者養成の義務化についても、かかる意図とのかかわりで軍需関連産業<sup>8)</sup>に限定されていたのである。

技能者養成制度のかかる公共性の限界はともあれ、その制度の内実についてみると、次の通りである。即ち、その制度目的は「中堅職工タルニ須要ナル知識及技能ヲ授ク」（令第5条）と規定され、いわゆる「多能工」の養成にあった。その「養成工」開始の年令及び教育程度は、「年令14年以上17年未満ノ男子ニシテ修業年限2年ノ高等小学校ヲ卒業シ若ハ青年学校普通科ノ課程ヲ修了シタルモノヌハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ学力ヲ有スト認メタルモノナルコトヲ要ス」（令第3条第1項）その養成期は「養成工ノ養成期間ハ3年トス」（令第6条第1項）<sup>9)</sup>と規定した。

その教科課程については、「養成ニ必要ナル時数ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」（第6条第3項）に基づき、昭和14年4月4日の「工場事業場技能者養成令施行規則」（厚生省令第3号）によって、次のように規定された。即ち、徳性の滋養に毎年40時間以上、学科時間に養成期間を通じ720時間以上、実習時間に養成期間を通じ5000時間以上で

ある。<sup>10)</sup>厚生省はこの規定に基き、「工場事業場技能者養成計画作成要綱」を作成し、各職種毎にその学科及び実技の科目を指定し、それぞれの時間数を提示した。例えば、昭和14年4月1日の「金属工業及び機械器具工業」の教科課程を示すと、表III-1の通りである。<sup>11)</sup>普通学科、工業学科、実技の比重は、A型では3.77%，8.56%，8.562%，B型では3.53%，6.17%，8.818%となっている。

技能者養成制度のかかる内実を学校制度と比較するならば、(1)その生徒（養成工）の年令において、甲種工業学校と同じであり、工業青年学校本科と重複していたこと、(2)その教科課程において、工業青年学校本科と類似性があったことを指摘できる。この結果、技能者養成制度と学校制度の連携化は、工業青年学校との間で具体化する。特に、このことは昭和14年4月26日の「青年学校令中改正」（勅令第254号）によって、19才までの男子青年に対する青年学校就学義務化の法制化によって、具体化するのである。しかし、その連携化は受ける側からの教育的発想に立つよりも、むしろ問題処理的発想に立つものであった。というのは、この制度化の意図は「厚生省は技能者養成を青年学校体系に包含させることによって、急速な普及を可能にしよう」<sup>12)</sup>とする所にあり、又技能者養成と青年学校の両制度を共に充足しなければならなかつた企業にとっては、苦心の处方箋に過ぎなかつたからである。従って、連携制度がかかる思想的貧困さの故に、勤労青少年の教育機関として両制度を一元化する方向に發展させるよりも、「職場における教育を混乱させることになった」<sup>13)</sup>のは、ある意味で

表Ⅲ-1 機械工の教科課程

学科	年次	科目	A型				B型			
			計	一年次	二年次	三年次	計	一年次	二年次	三年次
普通学 科	普	国語	50	20	15	15	50	20	15	15
	通	国史	50	20	15	15	45	15	15	15
		数学	70				65			
		理科	50				40			
		小計	220	40	30	30	200	35	30	30
	工	製図	100				70			
工業学 科	業	材料	50				40			
	学	工業要項	100				70			
		専門作業法	250				170			
		小計	500				350			
		学科計	720				550			
実習	基	基本実習	700				700			
	本	関係実習	300				300			
	実	小計	1,000				1,000			
	習	応用実習	4,000				4,000			
実習計			5,000				5,000			
徳性の涵養			120	40	40	40	120	40	40	40
合計			5,840	80	70	70	5,670	75	70	70

- 備考1. 普通学科の理科は物理及化学とする。必要に応じ、地理、英語を付加すること可。
2. 基本実習の内訳は旋盤工の場合である。仕上工の場合では、仕上基本実習900時間、関係基本実習100時間である。

は必然であったとも云えるのである。かかる問題性はともあれ、われわれは敗戦前において技能連携制度の事実があったことにさし当たり、ここでは注目しておきたい。ちなみに、技能者養成制度の実施状況を示せば、表Ⅲ-2の通りである。

表Ⅲ-2 技能者養成状況

年次	養成事業総数	採用養成工数	養成修了者数
14	1,095	33,689	—
15	1,462	52,995	943
16	1,597	58,670	31,921
17	1,520	85,603	39,844
18	1,544	105,269	126,669
19	1,773	97,650	—

技能者養成制度は、その後、特に昭和18年以降においては教育制度一般がそうであつたように、戦時特例の適用を受け、その教育機能を空洞化していく。例えば、昭和18年10月20日の「技能者養成戦時特例」の閣議決定により、「現決戦下技能者養成ノ需要愈々大ナルモノアルニ鑑ミ之ガ速急ノ養成ヲ行ヒ生産戦線ニ就カシムルノ要切ナルモノアルヲ以テ此ノ際從来ノ工場技能者養成令ニ依ル正規ノ養成期間ヲ短縮スルト共ニ極力座学ヲ廢シ養成ノ方法ニ弾力性ヲ与ヘ工場事業場ノ実情ニ即シタル養成ヲ行ハシムル」<sup>15)</sup>と決定している。この方針に基づき、昭和18年

10月26日には「工場事業場技能者養成令 戦時特例ニ関スル件」(勅令第481号)が公布され、技能者養成制度は養成期間を1年程度とすること、その教科課程については「極力教室内の授業を廃止し実習を重点」とすることになった。この結果、技能者養成制度はこれ以降、「生産力の増強が要請されればされるほど、その基礎となるべき技能者養成の体制は内側から崩れていった。」<sup>16)</sup> のである。この過程は又技能連携制度の空洞化でもあったのである。

以上、敗戦後における6・3・3・4学校制度改革過程において、昭和23年の教刷委第13回建議は如何なる意味をもつものであるのか、この疑問とのかかわりで、敗戦前の技能連携制度化の事実に注目し、その内実を考察してきた。その結果、われわれはその技能連携制度が、(1)厚生省の労働力政策と企業における問題処理的レベルで具体化したこと、(2)従って、14~19才の勤労青少年の教育を受ける側に立って、一元化しようとする積極的な意図はなかったこと、(3)その結果、現実的には勤労青少年教育制度の混乱をもたらすことになったことを指摘してきた。ところで、かかる問題をはらんだ技能連携制度は、敗戦後においてどのように取り組まれたであろうか。この疑問を解明するためには、まず最初に敗戦後における技能者養成制度の改革過程を明らかにしなければならない。

敗戦後における技能者養成制度の改革は、学校制度改革がそうであったように、占領軍の非軍事化。民主化政策の延長線上において行なわれる。養成令に基づく技能者養成制度は、戦時軍需労働養成に深くコミットしていったために、昭和20年10月11日公布の「國

民勤労動員令廃止等ノ件」(勅令第566号)<sup>17)</sup>によって、廃止されることになる。これに対し、「工場法」によって「健全ナル我国ノ工業ノ発達ヲ計画スルト同時ニ婦女子幼年者ノ健全ヲ保護シ熟練工ヲ養成シ我国ノ工業ノ発達ヲ図」る目的<sup>18)</sup>の下に制度化された徒弟制度は、敗戦前においては「さしたる成果を収めるには至らなかつた」<sup>19)</sup>が、しかし、敗戦後においては昭和20年10月24日公布の「工場法等戦時特例の廃止」(勅令第600号)によって、大正5年8月3日公布の「工場法施行令」(勅令第193号)<sup>20)</sup>下の徒弟制度の復活という形で再発足する。つまり、敗戦後における生産現場の教育の公共化あるいは社会化は、養成令の延長線上ではなく、「工場法」のそれにおいて再発足したのである。これ等の措置は昭和20年9月22日公表の「降伏後における米国の初期の対日方針」<sup>21)</sup>、昭和20年10月11日のマッカーサー総司令官による弊原總理大臣への「五大改革指示」<sup>22)</sup>に呼応するものである。しかし、徒弟制度の復活としてスタートした技能者養成制度は、学校制度改革がそうであったように、GHQの労働行政民主化路線の明確化とともに、その抜本的改革に着手されることになる。その担い手は、昭和20年10月27日に厚生大臣の諮問機関として設置された労務法制審議委員会<sup>23)</sup>と厚生省労政局労働保護課<sup>24)</sup>であった。

その抜本的改革の方向は、行論で考察する通り、徒弟制度を「労働者が人たるに健する生活を営む」(労働基準法第1条)ための最低労働条件の保障とのかかわりで、年少労働者の保護をより強化した形での、技能者養成制度に改革することにあった。この改革作業

はまず最初に労働保護課によって着手され、その作業を踏えて労務法制審議会の審議が行なわれたのである。労働保護課は、このために昭和21年4月11日に「労働保護法作成要領」<sup>28)</sup>を作成している。それによれば、技能者養成制度の改革については、「法案作成上問題トナルベキ主要事項」の一つとして、「徒弟制度及寄宿舎制度ノ改善並ニ強制労働禁止ニ関スル規定ヲ如何ニスベキヤ」<sup>25)</sup>と意識されている。

この問題について労働保護課作成の第一次原案、つまり、昭和21年4月12日の「労働保護法案」は、その第17条第2項において、「事業主徒弟を雇用せんとするときは命令の定むる所に依り行政官庁の許可を受くべし徒弟を雇用する事業主の技術其の他の資格命令を以て之を定む。」<sup>26)</sup>と規定するに過ぎなかつた。しかし、その後この第1次原案は労働保護課内の調査審議さらには同課主催の労働組合あるいは使用者代表からの意見聴取等を踏えて、5回の手直しが行なわれ、昭和21年5月13日の「労働保護法草案」<sup>27)</sup>となるのである。

厚生省は、かかる立法上の準備が整うと共に、第92回帝国議会への「労働保護に関する法律（仮称）」案の提出を目途にして、正式に昭和21年7月22日に労務法制審議委員会に「労働保護法案の起草について」を諮問する。同委員会は、同日の第1回総会において法案の起草を末広巖太郎を委員長とする12名の委員に一任することを決定した。<sup>28)</sup>従って、法案の実質的な作成は、これ以後、この小委員会と厚生省当局によって行なわれる事になる。小委員会は、昭和21年7月26日から同年8月4日迄の5回の会議の後、

労働保護課の原案を修正して、昭和21年8月6日に「労働基準法草案」<sup>29)</sup>を作成し、これを8月7日の総会に提出したのである。この草案は、総会において部分的修正を受けた後、労働者側・使用者側・一般有志の公聴会に掛けられ、昭和21年12月24日に、「労働基準法草案」<sup>30)</sup>として、厚生大臣に答申されるのである。なお、「労働基準法草案」における技能者養成の条項は、公聴会前では章の見出しが「徒弟」あるいは「徒弟制度」であったのに対し、それ以後では「技能者の養成」に変更している。<sup>31)</sup>

「労働基準法草案」は、かか立法準備過程を経た後、昭和22年2月22日に閣議決定、同年3月4日の政府による第92回帝国議会衆議院提出、同年3月27日の「労働基準法」（法律第49号）の公布をみるのである。<sup>32)</sup>技能者養成に関する条項は、その通りである。<sup>33)</sup>

## 第7章 技能者の養成

（徒弟の弊害排除）

第69条 使用者は、徒弟、見習、養成工その他の名称の如何を問わず、技能の習得を目的とする者であることを理由として、労働者を酷使してはならない。

使用者は、技能の習得を目的とする労働者を家事その他技能の習得に關係のない作業に従事させてはならない。

（技能者の養成）

第70条 長期の教習を必要とする特定の技能者を労働の過程において養成するため有必要がある場合においては、その教習方法、使用者の資格、契約期間、第24条の賃金の支払、第31条の最低賃金並びに第49条及び第63条の危険有害

業務の就業制限に関する規定について、別段の定をすることができる。

第71条 使用者は、前条の規定に基いて発する命令によって労働者を使用しようとする場合においては、予めその員数、教習方法、契約機関、労働時間並びに賃金の基準及び支払の方法を定めて行政官庁の認可を受けなければならない。

使用者が前項の規定による認可に基いて労働者を雇い入れた場合においては、行政官庁に届け出て、技能を習得する者であることの証明書の交付を受け、これを事業場に備え付けなければならない。

第72条 前二条の規定の適用を受ける未成年者については、第39条第1項の規定による年次有給休暇として、12労働日を与えなければならない。

第73条 第70条及び第71条の規定の適用を受ける労働者を使用する使用者がその資格を失い、又は認可の条件に反した場合においては、行政官庁は、第71条の認可を取り消すことができる。

第74条 第70条に基いて発する命令は、技能者養成委員会に諮問してこれを定める。

技能者養成委員会の委員は、関係ある労働者を代表する者、関係ある使用者を代表する者及び公益を代表する者について、労働に関する主務大臣が各々同数を委嘱する。

前二項に定めるものの外、技能者養成委員会に関し必要な事項は、命令で定める。

これ等条項の施行期日については、<sup>34)</sup>昭

和22年10月31日公布の「労働基準法の一部の施行期日を定める政令」(政令第277号)<sup>35)</sup>によつて、昭和22年11月1日から実施されることになった。このため、労働者<sup>36)</sup>は労働基準法第70条に基づき、昭和22年10月31日に「技能者養成規程」(労働省令第6号)を公布し、教習方法、使用者の資格、契約期間、労働時間及び賃金等を規定した。同規程によつて、新技能者養成制度は、15の指定技能によって行なわれ、(第2条)、その養成期間を3~4年とすること(第12条)となつた<sup>37)</sup>。その教科課程については、「使用者は、必要な知識、技能を習得させるために労働大臣の定めるところによつて、技能教程、関連学科及びその教習時間その他の教習事項を定めなければならない。」(第13条)、「事業場内におけると否とを問わず、技能習得者が第13条の教習事項を習得するに要する時間は、労働時間とみなす。」(第24条)と規定された。

労働者は、このため昭和23年6月30日に「技能者養成規程に基き教習事項に関する件」(労働省告示第23号)<sup>38)</sup>を告示し、上記15指定技能の内12職種<sup>39)</sup>の教習事項を提示した。電気機械組立工の教習事項を示せば、表III-3の通りである。<sup>40)</sup>かくして、敗戦後の技能者養成制度は、ここにその制度内実を整えることになった。勿論、かかる制度内実の確立が、直ちに技能者養成制度の広範囲な普及を意味するものではない。その実態は表III-4の通りである<sup>41)</sup>。前掲表III-2との比較から、その普及の実態が、敗戦前のそれよりも劣っていることがわかる。ところで、新技能者養成制度のかかる内実は、敗戦前の技能者養成制度あるいは敗戦後の工

表III-3 電気機械組立工の教習事項

教科 教 科 目		第1年度	第2年度	第3年度	計	備 考
I 社会 科	1 労 動					
	2 産 業 経 済					
	3 技能と作業能率					
	小 計	70	70	70	210	
II	体 育	35	35	35	105	
III 関 連 学 科	1 工 業 数 学	○	○			代数、幾何、三角法、微積分初步を含む。
	2 物 理 及 化 学	○	○			
	3 実 用 外 国 語	○	○			
	4 電 気 理 论	○				
	5 材 料		○			
	6 機 械 大 意		○			
	7 工 作 法	○				
	8 設 計 製 图	○	○			
	9 電 気 機 械 器 具		○			
	10 力 学 及 材 料 強 弱 学		○			
	11 電 力 応 用		○			
	12 電 气 法 规		○			
	小 計	420	420	175	1,015	
IV 基 本 実 習	a 掃 除 及 運 搬					
	b 仕 上 基 本 作 業					
	c 計 測					
	d 罫 画					
	e 板 金 加 工					
	f 機 械 加 工 基 本 実 習					
	g 火 造					
	h 熔 接					
	i 鐵 付 作 業					
	j 卷 線 絶 線 作 業					
	小 計					
技 応 用 実 習	a 現 場 配 線 作 業					分解、掃除及び修理を含む。
	b 電 气 試 驗					
	c 現 場 組 立 作 業					
	d 現 場 卷 線 作 業					
	小 計					
実 技	計	945	945	1,190	3,080	
合	計	1,470	1,470	1,470	4,410	

備考 1. 教習事項は最低限度を示す。

2. 教習時間以外の労働時間は主として実技に充てるものとする。
3. 社会科中「労働」は、労働組合、労働関係調整、労働基準、労働安全、労働衛生、技能者養成、労災保険、失業保険及び職業安定、「産業経済」は、産業経済発達史、産業経済大観、経営経済及び世界の動きを含む。

表III-4 技能者養成実施状況

年月日	養成実施事業場数			共同養成 体 数	技能養成工			指導員数
	計	単 独	共 同		計	単 独	共 同	
22	5	5						
23	67				1,968			
24	209				2,399			561
25	1,530				8,275			4,207
26	8,150	1,863	6,287	259	26,729	14,636	12,093	14,151
27	19,566	3,562	16,004	563	50,012	22,029	27,983	31,539

表III-5 機械工の教科課程

		計	第1年度	第2年度	第3年度	備 考
社会科		210	70	70	70	
体育		105	35	35	35	
学科	1.工業数学		○	○		
	2.物理及び化学		○	○		
	3.実用外国語		○	○		
	4.機械工学大意		○			
	5.電気工学大意		○		○	
	6.機械工作法		○	○	○	
	7.金属材料			○	○	
	8.材料力学				○	
	9.機構			○		
	10製小計	665	280	210	175	
学科計		980	385	315	280	
実習	a.工具使用法					
	b.計測及びケガキ					
	c.仕上基本作業					
	d.各種工作機械基本作業					
	e.刃物研磨作業					
	f.安全作業法					
	小計					
応用実習	a.機械部品製作					応用実習はそれぞれ専門機械について、a b至e事項を教習すること。
	b.精密検査					
	c.機械調整					
	d.治具使用法					
	e.製品検査					
小計						
実技計		3,430	1,085	1,155	1,190	
合 計		4,410	1,470	1,470	1,470	

業高等学校制度との比較において、どのような共通性と非共通性を持っているであろうか。まず前者についてであるが、新技能者養成制度はその制度理念においては、「工場法」下の徒弟制度の理念、「幼年ノ健全ヲ保護シ熟練工ヲ養成」の延長線上にあった。例えば、堀江労働基準局労働監督課長は、昭和24年5月20日の教刷委第16特制委員会第5回委員会において、新技能者養成制度の理念を次のように証言している。即ち、「狙いは結局二つの狙いがあるわけでございまして、第一の狙いは要するに今までのいわゆる徒弟制度の弊害を防止するという労働保護の見地からする狙いがこれが第一義的なものであります。それから第二の目的といたしまして、要するに経済再建の根幹になるような優秀な技術者を労働の過程において養成する」とことにあると証言する。<sup>42)</sup> これに対し、その制度内実は法制上何等関係のない養成令下の技能者養成制度ときわめて類似している。例えば、その制度形態において旧制度が高等小学校卒業程度。年令14～17才を基礎資格に、養成期間3～4年であったのに対し、新制度も中学校卒業を基礎資格に養成期間3～4年となっている。その教科課程を比較するために、機械工の例を示せば、表Ⅲ-5の通りである。<sup>43)</sup> 前掲表Ⅲ-1の「国語」、「国史」、「徳性の涵養」を表Ⅲ-5の「社会科」、「体育」に、又表Ⅲ-1の「数学」、「理科」、及び「工業学科」を表Ⅲ-5の「関連学科」と捉えるならば、新制度と旧制度との時間比は、「社会科」及び「体育」（換言すれば、一般教養学科）では315時間対220時間、関連学科では665時間対620時間、実技では3,430時間対5,000時間となる。総時

間数に占める一般教養学科、関連学科、実技の比重は、新制度では7.14%，15.08%，77.78%に対し、旧制度では3.77%，10.62%，85.61%である。つまり、新制度の教科課程は旧制度のそれに比し、一般教養学科及び関連学科の比重が増大しているのである。しかし、かかる比重の変化は新制度の教科課程においても、実技重視の原則が否定されたわけでもない。否むしろ、その比重が77.8%であることから明らかに、実技重視の原則は旧制度と同様であったと云っても過言ではない。新制度のかかる制度形態及び教科課程の内実から、われわれは「労働基準法」下の技能者養成制度が、旧制度下の徒弟制度と技能者養成制度との折衷的な制度であったと指摘できる。従って、新制度の内実は、その実施過程において、まさに労働者の保護思想と産業界の要請する人的能力開発思想とのせめぎあいの中に、具体化されて行くのである。<sup>44)</sup>

ところで、かかる技能者養成制度の改革過程において、後者の問題、つまり、学校制度、特に工業高等学校との関連はどのように意識されたであろうか。技能者養成制度と工業高等学校制度はともに、(1)中学校卒業後の教育組織であること、(2)工業教育にコミットしていたことにおいて共通点を持っていた。又その反面、両制度は、(1)前者の労働省所管に対し、後者が文部省所管であったこと、(2)前者の学習形態がOn the job trainingであるのに対し、後者のそれがoff the job trainingであったこと、(3)生徒の身分が前者ではwork-basedであるのに対し、後者ではschool-basedであったこと、(4)その教科課程が前者では実技重視であるの

に対し、後者では学科重視であることにおいて、非共通点を持っていた。先の疑問を解明するためには、かかる共通性あるいは非共通性に対し、技能者養成制度改革が、どのように意識し、且つ対処しようとしたかを明らかにしなければならない。結論的に云えば、この問題はその改革過程においては、余り具体的に意識されることではなく、その議論は抽象的、総論的域を出るものでなかったと言っても過言ではない。

例えば、技能者養成制度と学校制度との連携化は、次のような諸発言の中に読みとることができる。即ち、(1)昭和21年7月4日の勝木新次(労研所員)の「未成年者は勤務時間中職業教育を受けるための時間が与えられる。」<sup>45)</sup>こと、(2)昭和21年7月19日の労働保護課主催の意見聴取での労働者側代表の「職工学校の如きものを作つて技術性及体位の向上に資すべきである。」<sup>46)</sup>こと、(3)昭和21年7月26日の労務法制審議委員会小委員会での北岡寿逸委員の「徒弟は工業教育の問題であり、年限は3年位必要。」<sup>47)</sup>であること、(4)昭和21年9月16日の公聴会における塙委員(北多摩教組)の「憲法との関係で労働者の教育享受権を規定し、制度的経済的保障をすべきである。使用者は労働者に対して技術に関する基礎教育の施設を設けなければならない。」<sup>48)</sup>こと、(5)昭和21年11月4日の群馬県内務部長から労働保護課長宛の「労働基準法草案の配布について」における「第7章徒弟制度を教育制度と改めよ」<sup>49)</sup>の意見表明、(6)昭和21年11月9日の香川県内務部長から労働保護課長宛の「労働基準法草案に関する公聴会の意見報告の件」における「少年工に対する責任ある技術習得

の教育機関を設置せよ。」<sup>50)</sup>の意見表明等である。これ等の提言では、off the job trainingは単に年少労働者の労働保護とのかかわりで提えられるにとどまらず、より積極的には労働者の「教育享受権」として提えられるべきことが、提言された。つまり、そこでは技能者養成制度下の教育も、学校制度下のそれも同等であると構想されているのである。

しかし、かかる構想はきわめて抽象的レベルの域を出るものではなく、具体的な制度形態あるいは教科課程の提言にまで発展するものではなかった。その原因は直接的には技能者養成制度改革の課題意識が、主として旧制度の徒弟制度の弊害の克服にあって、勤労青少年教育全体からの制度構想にまで発展し得なかつたことによるものであろう。又間接的な原因としては当時の政治・経済事情、さらには学校制度改革の内実がなお不明であったことも指摘できるのである。その結果、技能者養成制度と学校制度との連携問題は、学校制度改革の内実が明確化された時点で構想され、技能者養成制度が普及した時点において制度化<sup>51)</sup>されることになる。

## 第2節 教育刷新委員会第13回建議の審議経過と審議内容

学校教育と学校外教育の連携、特に工業高等学校と技能者養成制度との連携は、ところでどのように構想されているであろうか。この問題について、教刷委(教刷審)<sup>52)</sup>は高等学校制度の実施直前と実施後に、それぞれ1回、その制度化を建議している。即ち、昭和23年2月27日付建議<sup>53)</sup>「労働者に対する社会教育について」(第13回建議)

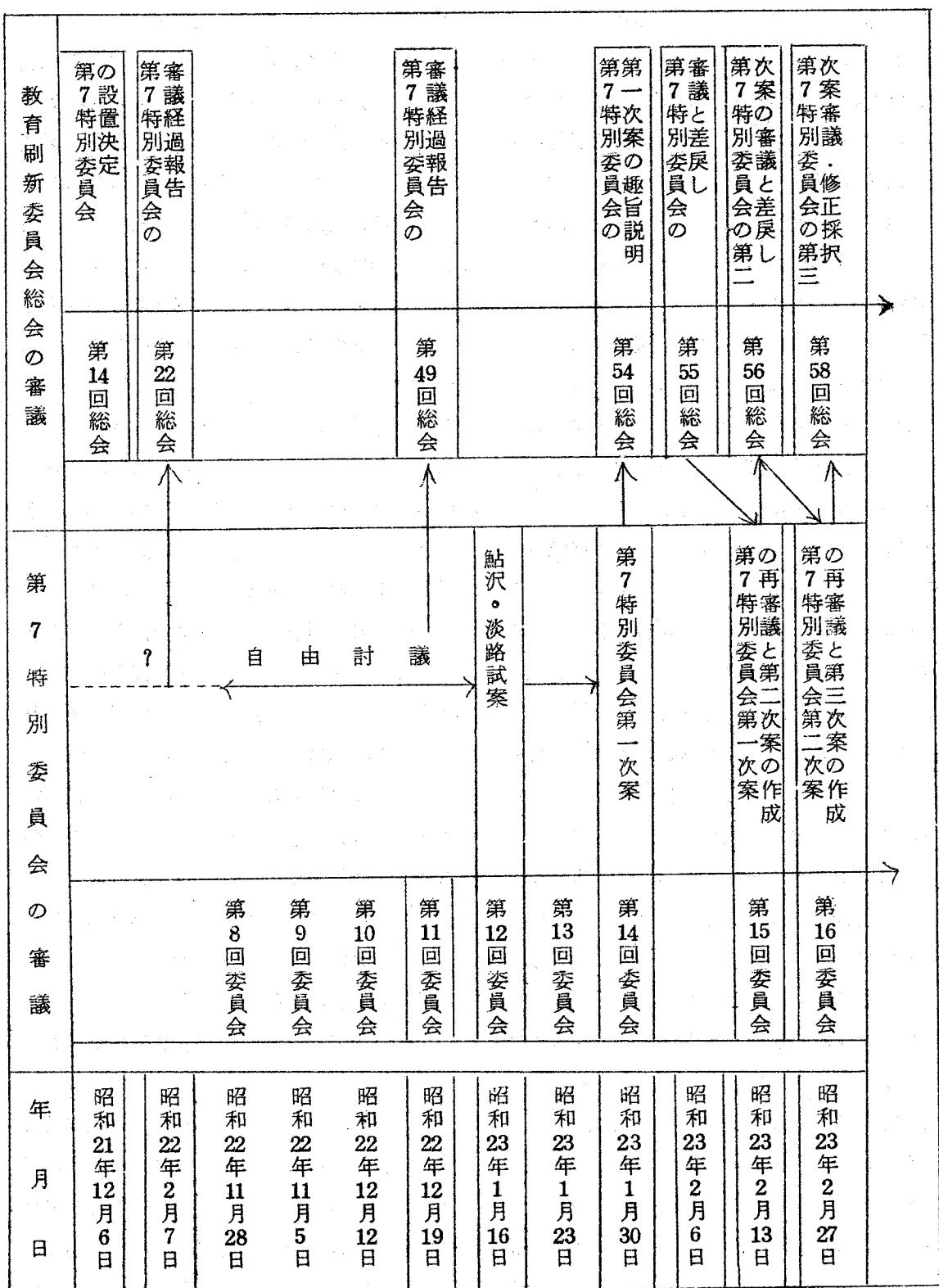
と、昭和24年6月1日付建議、「職業教育振興方策について」（第30回建議）である。前者においては同建議第3項は、「労働者のための技能者養成所、見習工教習所、組合学校等の教育施設に対しても、前記の趣旨の普及及び徹底を図ること。右の場合、教育の機会均等の趣旨に基き、高等学校、更に大学へ進みうるために、単位制クレデットを与える措置を講ずること。」<sup>54)</sup>と建議している。又後者においては同建議第4項第3号は、「定時制高校と技能者養成所との提携を密にし、労働省は定時制高校の課程を技能者養成の一部と認め文部省は技能者養成に対し単位制クレデットを与える措置を講ずること。」<sup>55)</sup>と建議している。両建議はともに「技能者養成所」等に高等学校の「単位制クレジット」を与えることによって、学校教育と学校外教育との連携化を意図するものであった。両建議は、しかしかかる共通性とともに見過すことのできない非共通性も内在していた。即ち、前者の建議では「教育の機会均等の趣旨」から、連携制度化が建議されているのに対し、後者ではこの部分が削除されているのである。かかる差異が奈辺に起因し、且つそれが如何なる意味を持つかを究明することは、きわめて重要な課題である。しかし、本節ではかかる課題を念頭に置きながら、第13回建議第3項が如何なる審議経過を経、またどのような問題をはらんで建議されるに至ったかに、その分析の力点を置くことにする。

ところで、教刷委は連携制度化について、特にこの問題だけを個別に審議したわけではない。それは労働者教育あるいは労働者に対する社会教育のあり方を審議する過程において、これ等教育の振興方策の一制度形態とし

て論議されたのである。従って、その審議は、昭和21年12月6日の教刷委第14回総会において、「社会教育に関する事項」を調査審議するために、その設置決定をみた第7特別委員会（主査、関口泰氏）<sup>56)</sup>を中心に展開する。しかし、第7特別委員会の審議内容は、議事速記録の欠落のため、第7回委員会以前については不明である。ただ、昭和21年12月27日の第17回総会及び昭和22年2月7日の第22回総会への第7特別委員会の中間報告<sup>57)</sup>、さらには第8回特別委員会の審議<sup>58)</sup>から推定すれば、労働者教育問題が集中的に論議され始めたのは、第8回特別委員会以降であったと言っても、ほぼ間違いないようと思う。その審議経過を示すと、図III-1の通りである。<sup>59)</sup>即ち、第13回建議は、自由討議→試案→第一次案→第二次案→第三次案→第三次案の修正採択を経て、建議されるのである。関口主査の表現によれば、その審議は「二度も特別委員会に廻附されたような珍しいことがあった」<sup>60)</sup>と指摘する程、激論を惹起したのである。この間の原案修正過程を示すと、表III-6の通りである。<sup>61)</sup>なお表中、特に第3項建議にかかわる部分については、枠内に示した通りである。以下、自由討議及び各案の修正過程を明らかにすることによって、その審議内容を見るところとする。

ところで、第8回から第11回特別委員会までの自由討議において、如何なる発言が行なわれたであろうか。いずれの発言も労働者教育をめぐる文部・労働両省の所管問題に関連するものであった。この問題について文部省担当官は、第8回委員会において「只今問題になりました労働省の労働教育と文部省の

図III-1 教育刷新委員会における「労働者に対する社会教育」(第13回建議)の審議経過



表Ⅲ-6 第13回建議、原案修正過程

①第7特別委員会の自由試験	② 鮎 沢・淡 路 委 員 の 試 験
<p>労働者社会教育方策(昭和23年1月16日)</p> <p>日本再建の要件たる産業復興の実現には生産関与者の自觉と協力が必要であり、これがための教育は強力に推進なければならない。この意味において、最近の労働者教育の進展は大きいに、豊富すべきである。しかしながら現在までの状況では、労働者教育の内容は専ら労働問題についての理解の促進、労働関係法規に関する知識の普及など、いわゆる「労働教育」の範囲に限られ、甚しき場合には単に労働組合運動の理法、労働争辯の歴史的教義等、労働士官教育に偏するものさえあって、これを正しい労働者教育の立場より見れば、すこぶる偏屈のそしりを免れない。</p> <p>労働者教育としては「労働教育」はもとより重んずべきであるが、「職業教育」並に「社会教育」も決して阙缺すべきではなく、これら三者の総合的且つ調和的実施が望ましい。特に社会教育は從来となく整備せらるべきであるが、国民の過半数が労働者であり、労働者の資質の向上と生活態度の正否が必然的に再建日本の文化性を規定する事実に対する社会教育の拡充は、きわめて重大な意義を有する。</p>	<p>1. 目 標</p> <p>1. 公民として必要な社会的知識と人格の涵養 ロ. 生産関与者として必要な勤労意欲と協力態度の育成 ハ. 人間たるに値する文化的教養の向上</p> <p>2. 方 鈔</p> <p>イ. 労働者に対する社会教育は、労働教育並に職業教育との関連において有機的に計画実施せらねばならない。 ロ. 社会教育の内容は前項の三目標に応じて、公民教育、労働教育並に情操教育の諸要素を適合に包含す。 ハ. 社会教育の実施には教育制度及び教育施設よりも、教育内容に重きを置き、社会的人格の基盤として、先づ社会思想一般による公正なる理解と社会問題に対する自主的科学的判断の習慣を養うことが肝要である。特に社会史、文明史、産業史等の歴史的事実に関する認識を深め、資本主義、共産主義、無政府主義等についてもあるがままの事実を示し、各自の批判力を高める工夫が望ましい。</p> <p>ニ. 教育の主体として、労働組合の自発性を尊重し、経営者並に学校、図書館、公民館その他の公共施設はこれに協力する体制をとり、文部労働省は必要な指導と援助を与えるのが適当である。</p> <p>ホ. 教育の対象は広く全労働者に及ぶべきも時々労働青少年層を中心とし、労働生活に在すべき学生生徒をも包含し、また必要に応じ雇用主並に父兄の理解を促すことも考慮しなければならない。</p> <p>3. 実施上の要望事項</p> <p>イ. 教育刷新委員会は労働者社会教育に関する根本理念と原理原則を定めるにとどめ、これが具体的な実施計画については、文部、労働両省に設けられた夫々の労働教育委員会に委ねること。 ロ. 文部、労働両者は相互の了解に基き、労働者教育における所管事務の眼界を明ならしめ、夫々の責任において、担当分野の教育を遂行するのみならず、具体的に協力事項を定めて、積極的に協力し得る方法と組織を設けること。</p> <p>ハ. 社会教育の実施には、なるべくコオラレチク、システムを採用し労資民共力の上、既存の諸施設を有効に利用する途を開くこと。 中小学校における社会科学教育の実績を検討し、また新制高等学校、特に定期制高等学校での社会教育について吟味すること。 社会教育普及のため、通信教育、新聞、放送、学校開放講座等の機会を利用すること。</p> <p>ニ. 定時制高等学校に入学し得ない労働青少年層のため、技能者養成所、見習工教室所、総合学校等、6・3制校外の学校に対しても社会教育の普及徹底を図ること。</p> <p>ホ. 社会教育の実施には、たえず新鮮豊富なる教材の供給を必要とするが故に、文部労働両省においては、研究調査機関を整備し、関係面との連絡を緊密ならしめ、資料と情報の蒐集につとめ、計画的に教材を提供すること。</p> <p>ヘ. 労働者教育においては、労働組合のイニシアチブを尊重すべく、社会教育に関する組合側の積極的な参加を求め、教育内容にその意思を十分に反映させ、自主的気運を醸成せしめるること。 労働組合の自発的教育に対し、国家は援助若しくは表彰の途をひらくこと。</p>

③第7特別委員会第1次案	④第5回総会	⑤第5回総会	⑥第7特別委員会第2次案	⑦第5回総会	⑧第7特別委員会第3次案	⑨第5回総会
秘 労働者に対する社会教育 昭和23年1月30日	労働者に対する社会教育 会教育 昭和23年1月30日	労働者に対する社会教育 会教育 昭和23年2月6日	労働者に対する社会教育 会教育 昭和23年2月13日	労働者に対する社会教育 会教育 昭和23年2月13日	労働者に対する社会教育 会教育 昭和23年2月27日	労働者に対する社会教育 会教育 昭和23年2月27日
労働者に対する社会教育の実施に際し、特に左の諸点が 要望せられる。  1. 労働者に対する社会教育の目標としては、労働教育、 職業教育のほか、特に左の点を重んずること。  イ・公民として必要な社会的知識の修得と人格のかんじ 口。労働者として必要な労務意欲の高揚と協力態度の育 成  ハ、人間たるに倣する文化的教養の向上	1. 実施しては、一定のイデオロギーに因われず、 広く客観的、歴史的事実を資料として、社会思想一般に 關する公正な理解と社會問題に対する自主的、科學的判 斷の習慣を養うようにつとめること。  2. 定時制高等学校に入学し得ない労働者のための技能 者養成所、見習工教習所、組合学校等6・3・3制以外の教 育施設に対しても前記の趣旨の普及徹底を図ること。	3. この場合、単位制クレジットシステムを実施し、高等 学校、大学教育への道をひらくこと。	4. この種の教育においては、労働組合の自発性を尊重し て、その積極的參加を求む、經營者並びに学校、図書館、 公民館その他の公共施設は、これに協力する体制をとり、 国及び地方は、これに対し必要なあつ旋と援助を与える こと。	5. 文部、労働両省は相互の了解を進め、労働者教育における所管事務の限界を明らかにしめて、それぞれの責任において、担当分野の教育を遂行するのみならず、具体的に協力事項を定めて、単に両省のみならず、地方関 係部局においても積極的に相互協力をなし得る方法と組織を設けること。  これ等協力の妨げとなる予算経理その他制度上の不備 については、これが改善につとめ、運用を適切ならしめ ること。	1. 労働者に対する社会教育並びに(1)労働關係法規に關する理解の促進を図る「労 働教育」と職業的知識と技術的熟練の修得をめざす「職業教育」 2. 入格の陶冶を期する「一般教育」とを有機的結合 3. 「職業教育」と更に社会的文化的教養を高め、 4. 「右の場合、教育の機会均等の趣旨に基き、高等学校 に大学へ進みりるため、単位制クレジット 5. 部を「両省はもとより」に修正	1. 労働者に対する社会教育並びに(1)労働關係法規に關する理解の促進を図る「労 働教育」と職業的知識と技術的熟練の修得をめざす「職業教育」 2. 入格の陶冶を期する「一般教育」とを有機的結合 3. 「職業教育」と更に社会的文化的教養を高め、 4. 「右の場合、教育の機会均等の趣旨に基き、高等学校 に大学へ進みりるため、単位制クレジット 5. 部を「両省はもとより」に修正

労働者に対する関係ですが、これについては労働省ともいろいろ話合ったのであります、それで司令部の方としても何時もこの権限のことで問題があるようでは困るから、はつきりして置こうという話があります。それで司令部の見解としましては、労働省の方は労働組合の進め方、労働組合の問題、労働法規の問題の方と労働とその環境の整備改善に関する教育をやり、文部省の方は一般教養教育、技術教育、情操陶冶に関する教育、レクレーションの奨励、これを文部省としてやろうといふので、労働省の方とも連絡しておるのであるが、まだあちらの方で議論があるようで、それに対する回答が参っていないのであります。大体、その方向でいいのではないかという諒解に達しておる訳であります。<sup>62)</sup>」と説明している。労働者教育に対する文部省のかかる認識に対し、鮎沢委員は「実際問題としては、これとこれは労働省というように明確な線を引くことは実際問題としてむずかしいと思う。両者の緊密な協力が必要と思ひます。」、関口泰主査は「結局、社会教育では労働者に対する教育ということが一番大きな問題になりますね。」、「社会教育というものは実際はつきり分ける訳に行きませんね。」、入江俊郎委員は「今委員長が仰しやつたように両方から、タッチしてやって行く必要があると思いますね。」と述べ<sup>63)</sup>、文部省の見解に疑問を表明している。そして委員のかかる疑問の延長線上に、学校制度下の教育と学校制度外のそれとの連携化の必要性が、次のように発言されるのである。<sup>64)</sup>

○ 4 2 番（鮎沢巖君）日本でも労働教育のために中央労働学院社会事業指導者の専

門学校を作りました。しかし、それが文部省の規定のため年限の点で、その間に決められた課程を修了しないで、行なうことになっております。だからこれはクレジット式にして、修学途中で止めて結婚して子供ができるからでも又入って勉強して、そしてクレジットを取って免許状を与える。そして卒業ということになるというような制度が宜しいのであります。今まで日本では学校を出て免状を貰うとそれが特權的なものになっておったので、それが非常に残念なことあります。教養というものは全部学校で儲れるものではない、学校に行ったということは大した意味がない。学校を出てからあらゆる機会を捉えて教養を高めて行くということに大きな意味がある。

- 4 1 番（古垣鉄郎君）今のクレジットの問題ですが、放送協会ではこのように交通不便のときですから、一つ通信教育をいたしまして、一つの網を作りまして放送して、その放送を聞いてクレジットを取れば段々集めて資格を取ることのできるようにしたいというので文部大臣にも話し、準備はできております。
- 文部省 新学制では相当程度行ける見込であります。特に新しい高等学校の基準は大体こういう形にできております。大学の方は確実には聞いておりませんが、恐らく相当徹底した単位制になるであろう。今のような大学でなくなるであろうと、我々は相当関心を持っております。
- 主査（関口泰君）今の放送教育はいいことですね。
- 主査（関口泰君）社会教育の関係からい

うとどうしても今の学校制度を崩すといふか、刷新しなければできないということになりますので、こういふことは予め早く決めて置いた方がいいですね。

○文部省 崩すといふよりも、刷新委員の皆さんでいい方向ができたら、それに社会教育の方から見て注文を早く付けたいというのが我々の希望です。

これ等の発言は、「教育の機会均等」を実質的に保障するためには、学校制度内での学習形態の改善のほか、学校制度外での教育の詰みを学校制度につなげる制度方式の必要性を発言するものである。特に連携制度の導入は、関口主査の「今の学校制度を崩すとか、刷新しなければできない」の指摘から明らかに通り、この制度化構想が第一部で考察してきた「教育の機会均等」を単線型学校制度によって保障しようとする論理と異なることが意識されていた。

労働者教育をめぐるフリー・デスカッショնは、第9回委員会以降においても同様に、文部・労働両省の所管問題を直接的課題に、又連携制度化を間接的課題として、論議する。即ち、文部省は第9回委員会に、文部省作成の「職場教育に関する労働省・文部省の共同通牒案」<sup>65)</sup>を提出し、文部省の意向を次のように説明している。<sup>66)</sup>

○文部省 職場教育の話は昨日御配布しました労働省と文部省の共同通牒案、これはまだ決定した訳ではございませんが、大体司令部の諒解を得まして、これは私共の方で起案したもので、これを今労働省の方に持つて行っております。向うか

らどういう返答が来るか分かりませんが、大体これで諒承すると思います。諒承すれば、大体これで出すという考え方で、御批判をお願いしたいと考えお配りしたわけであります。そういう意味で御検討願いたいと思います。この中で労働省としては技術教育のことを文部省の専管にするということに意見があると思います。

つまり、この共同通牒案は先の第8回委員会での文部省の見解を具体案に作成したものであり、「職場教育」の内、労働者の一般教育、技術教育、情操陶冶に関する事項、レクレーションを文部省の専管としようとするものであった。文部省のかかる考え方は、関口主査の提案に基づき第11回委員会に出席した労働省労政局長による労働者の考え方と鋭い対立を示すことになる。<sup>67)</sup>

○労政局長 労働省としましては具体的には労働関係法令の普及徹底に関する事項、内外に亘って労働組合団体交渉、労働委員会等労働諸事情に關しまして公正な情報の提供に関する事項、それから労働組合の調整を期する諸問題というようなことをやっております。文部省としましては、一般公民として必要な知識向上に関する事項、科学研究及び応用に関する事項、情操教育に関する事項等公民として資質向上に必要な事項、こういうふうな大体の枠があって、ところがこういうふうにしましてもやはり文部省と労働省との間におきましては、実施面におきましてやはり協力して行かなければならん事項が出て来るわけです。……(中略)…

尙労働省と文部省ということになりますと外にいろいろな、なんと言いますか、技能者教育の問題がどうとかいうような問題があるのであります、これは調整がまだ済んでいないようです。

- 主査(関口泰君) 公民教育の一環としての労働者、公民の一部としての労働者以上に、労働者を対象にした教育というようなものは、文部省でやらん方が順序として適当じゃないかというのですね。
- 労政局長 尚当分は文部省に本当の民主主義教育をして頂く範囲があるわけありますから、我々の方もそれを希望します。

かかる議論にあっては、労働者教育あるいは「職場教育」の問題解決は文部、労働両省の専管事項の決定に短落する。従って、そこでは「職場教育」を学校教育あるいは社会教育と如何に連携するかの課題意識は、背後に押遣されることになるのである。かかる文部省と労働省の対立に対し、第11回委員会は、次のように審議している。<sup>68)</sup>

- 主査(関口泰君) 私も労働組合という関係を職場教育として、その儘教育したいと思うが、今の学校法人でなければいかんということで、この労働者の教育については労働省の関係が大分あるようですが、その点の質問が出ましたが、これは出たのですか。
- 文部省 まだ出ません。この草案を作りましたが、その後労働省と話をいたしましたところ、これについては労働省側でも相当意見があるらしく、労働省では

労政局関係で労働関係の法規、或は労働組合の健全なる教育というような仕事のために労働教育課ができるのであります、その他技能者養成であるとか、職業補導ということをやっておるものですから、こういう訳で、文部省と労働省との間の了解事項を求める場合に、技術教育というものを文部省の専管にするとということは非常に議論がある訳であります。それでは労働省の労政局と文部省の社会教育局との諒解事項ということにしたらどうかというような話もございました。両方の局と局との諒解事項とするならば、文部省は技術教育を入れても宜かろうと申しましたところ、それでは困る要するに労政局と文部省の間で問題になりそうな問題について諒解を付けまして、今差当り、技術教育については労政局関係で別に問題はない訳ですから、そういう意味で技術教育は置いて呉れという話なのですが、文部省が社会教育として労働者教育を担当する以上、技術教育を入れて置かなければいかんという主張をしておる訳であります。尙労働省の言い分としては、大体の目標をはっきりするようにして、要するに労働省としては労働組合関係或は労働組合の健全なる発展を中心に、それにいろいろ教育の問題にも関係をもつということであり、文部省は公民教育ということを中心にして、それに関係する問題にも多少関係をする。重複する部分はお互に協力してやる。こういうようなこともでておるのであります。労働省としてはもう一度この案を研究して持って来ることになっております。

- 主査（関口泰君）技術教育のところが一番問題になる訳ですね。
- 43番（淡路円治郎君）この技術教育を文部省の専管にしてしまうことは、労働省の方でも相当に問題になるのではないかと思います。……（中略）……これは文部省、労働省関係の実際教育を担当する人間が非常に困るので、労政局と社会教育局との申合せというのでは、意味がないと思います。労働省全体、文部省全体の機構から腕合せてどういうふうにするか、やはり最後まで話を進める必要があると思います。
- 41番（鮎沢巖君）両者の分野をはっきり分けるとともに、両者の連携をうまく付けるということの方が重要だと思います。
- 主査（関口泰君）鮎沢さんのお話のように、しつかり分けてしまうことはむずかしいですね。この委員会なんかで協議する場合に、労働省の委員の人にも出て貰う必要がありますね。
- 5番（入江俊郎君）要するに労働省でやる場合は相手を労働者に重点を置いた教育であり、文部省は労働者を公民として取扱うので、觀念的に言いますのは、実際むずかしいと思います。しかし、実際教育を行う場合には同じことが相當あるだろうと思います。だから分け方も労働省は労働者の方に重点を置いてやって行く、文部省は公民の方面からやって行くというようにしたらいいと思います。
- 42番（鮎沢巖君）こういうふうに分けるということは予算を取るためなんでしょうが、両方で協力してやった方がいい
- と思います。
- 13番（羽溪了諦君）取扱い分野をはっきりするということも必要なのでしょう。又連絡協力する面も必要なのでありますから、だから両面を上げたらどうですか。
- 主査（関口泰君）これを実行の議題として、ここに掲げておる訳ではありませんが、この問題は随分根本的に重大なことでありますけれども、これは改めて協力するということにしたら、特別に諒解事項というものは要らないと思います。
- 文部省、労働省では今差当りこういうものを作る必要はないというようなことを言うのですが、そういう意思は一面に、労働組合、或は労働法規というものを中心に、労働者の教育全体を労働省において管理するのだという意思が相当あって、司令部方面では、労働者の教育についてもアメリカでは全部労働省にやらせて、文部省にはタッチさせないというようなことでございますから、是非労働省でリーダー・シップを取るということを言っておるので。それでどれだけを専管事項とし、どれだけを協力事項にするということになりますと、やはり相当問題になると思っております。その点をもう少し皆さんで御審議戴ければ幸いと思うのであります。
- 主査（関口泰君）そうすると、こう言つたらどうですか。この前の話合の御趣旨は大体お分りでありますからして、そういう趣旨に従つてこれを書き換えて、もう一遍改めて議題に上せるということにして、今日はこの程度にしまして、こ

ういうことは調査局の方でやって載くことにしたらどうですか。

議論の展開は行政官庁の見解と「職場教育」の内実に力点を置く委員の見解との対立にあった。前者の見解によれば、予算制度からの文部・労働両省の専管事項決定への要請、このための「職場教育」をめぐる両省の所管事項の明確化は、必然であった。これに対し、後者では鮎沢、関口両委員の発言から明らかに通り、「職場教育」はその内実から所管を明確化することは不可能であり、従って、問題の所在は、むしろ「職場教育」を学校教育あるいは社会教育に、如何に連携化するかにあるという認識にあった。

自由討議段階における文部省、労働省及び教刷委メンバーの以上のような諸発言は、鮎沢・淡路委員<sup>69)</sup>により第12回委員会に提案された「労働者社会教育方策」にまとめられる。その内容は、前掲表III-6の通りである。淡路委員は、この試案作成に当っての基本的な考え方について、「最初、鮎沢さんにお目にかかりまして、こちらの特別委員会でいろいろお話を上りましたことをどんなふうに取纏めてみるかというので、御相談しましたが、どうも教育刷新委員会としましては、既に労働教育について、文部省にも労働省にもそれぞれ労働教育委員会があるものですから、余り具体的な清案まで作ってしまったのでは、そちらの委員会の仕事との関係もいかがかというので、根本方針根本理念と原理原則を決めるということぐらいにしてはどうかというので、一応案を纏めることにしたのであります。」<sup>70)</sup>と説明している。試案中連携制度化に直接かかわる事項は、表III-6の

②欄の「3. 実施上の要望事項」中のニである。淡路委員はこの要望事項の意図について、次のように説明する。<sup>71)</sup>

○淡路委員 産業界の方の情勢でありますけれども、これも私関係しております、自分の所見だけ申上げて見ますが、現在のところパート・タイムの高等学校を工場事業場が自分で丁度戦争中やった青年学校のような工合に自営しようというような所はちょっと見えない。これは大きな財閥が解体されたり大きな会社も皆ばらばらになっていきつつありますので、財政上からいってもパート・タイムの高等学校を工場が経営するということは見込薄のよう思います。<sup>72)</sup> それでは公立のパート・タイムの高等学校をどの程度していくか。これは従来の公立青年学校は余り利用しなかったと同じで、今でもどうも余りそこまで積極的に利用しようというふうな状態にまで今の段階では達しておらない。それで殊に勤労青少年教育は大切だというので半年か1カ年かせいぜい2、3年ぐらいの技能者養成見習教育あるいは組合学校というようなものを作つて労働教育をやっておりますけれども、そういうようなことで、当分の間事足りるといったような考え方をしておるのじやないかと思います。それですから、6・3制の枠の外で教育するというふうなことが今さし当り、工場事業場側では考えておるのであります。これは6・3制とどう結びつけていくかという所に一つの大きな問題があると思います。ところが、この間高等教育課長

のお話を伺ったところが、技能者養成所あるいは見習工教習所というような所で、教育を受けても、6・3制の枠の外の問題で、各種学校としてやるのだから、そういう教育を受けたものに対する監督指導といふことについても、クレジットなんかについても、今文部省側としては考えておらん。こういうようなお話でありますから、もし認めるにすれば、高等学校85単位の中で40単位ぐらいを履修させて呉れるならば、クレジットを認めてよろしいというようなお話がありました。ところが、それでは定時制の高等学校を特設すると同じことになる。私はこの際そういったような技能者養成あるいは見習工教育をやっておる場合でも、単位制を認めてそうしてそれぞれのユニットの中の教育は、ある一定の基準の教育をやるようにして、監督し、単にクレジットをして以て6・3制の教育を従業員が将来受けようというような場合にそれが生きるような途を講じて頂ければ、これは6・3制実施の教育とつながりがつくのじゃないかと思います。これなども組合側で教育の内容として社会教育を取り入れさせる一つの途じやなからうかと思います。

淡路委員の連携制度化提案は、新学校制度下の私立あるいは公立定時制高校が、旧制度下の青年学校程には普及し得ないという前提に立つものであった。その結果、彼によれば、その適否は別として、現実に学校制度の枠外において、勤労青少年のための教育、つまり、技能者養成あるいは見習工教育が行なわれる

というのである。そしてこの事実を認めるならば、これ等の教育と高等学校のそれとは、クレジット。システムの導入により、連携化されるべきであると主張する。しかし、その根拠は淡路委員の説明では未だあまり明確ではなかった。と云うのは、彼は、(1)勤労青少年教育の普及、(2)組合による労働者教育の偏向抑止を挙げるにすぎなかつたからである。とまれ、第12回委員会は淡路委員のかかる提案説明の後、次のような質疑が行なわれている。<sup>73)</sup>

○高橋委員 今のお話は委託形式は取れないのでしょうか。技能教育はどうしても従来やっておったように、農業方面は別でござりますけれども、工業方面なんかやはり元やっておった私立の青年学校のものでないと、本当に私できません。そうしますとそこでクレジットをやって、もし公共団体でなければ、そういう教育をすることができんということできましたら、そこに一時、技能教育だけのクレジットを委託して、その外のものは、例えばパート・タイムの所でやるとかなんとかそういうことはできませんもんでしょうか。そうすると非常に完全にいくようになります。

○淡路委員 それも一つの方法でしょう。  
○高橋委員 どうも普通やっております元の青年学校の技能教育は設備その他で欠陥があると思います。本当にやるには従来やっておったように特殊な技能をその場で教え込まないといかんと思います。それができないとすれば、何か外の方法で半分やってそういう特殊なものだけ委託

するかなんかでやるようなことができれば、6・3制の枠内に入ってしまわないかと思います。6・3・3の範囲に入つてよくはないかと思います。

○主査(関口泰君)我々どうも局外者から見ると、文部省の案が余り制度上の上に表面を綺麗にするために、大事な所が各種学校に入ってしまう。それは文部省の方では、関係がないというようなことになっておるように見えるのでございますが、各種学校の方が社会の実情にあったものになって、制度上しっかりしたものには人が入って行かないというような心配が一番あるような気がしますが、今の単位制クレジットというふうなことができるようになっておらぬでしょうか。通信教育の場合でもできないでしょうか。通信教育の方の単位はどうなんでございますか。

○福原企画課長 通信教育では今度は高等学校の方はやることになっております。それで全部の資格は出さないのでけれども、ある程度の資格を出しまして、それと一般のスクーリングと合して卒業させてやろうということになっております。

○主査(関口泰君)それがこの単位だけ取って置いてあとに加われば、全体になって資格が得られるということになっておりますか。

○福原企画課長 そうでございます。

○淡路委員 何単位でも……。

○福原企画課長 研究の上で決めようということで今決っておりません。85単位の中の40単位ぐらいかそれ以下ぐらいになります。

○淡路委員 一単位、二単位ぐらい取るのは問題ありませんけれども40単位ぐらいは一括して取って置かなければ駄目だというのじゃ余り窮屈過ぎるのじゃないかと思います。

○主査(関口泰君)通信教育でもそういうふうな途が開いておれば、その程度の問題ですから、これもできるわけでございますね。

○淡路委員 やはりユニット本位に考えて頂いて、いくらでも取ればクレジットをやっていくというようなやり方でないところも労働者教育の場合には実際的でないよう思います。

○高橋委員 これは適当にもう少し自由にやっていかないと、両方共すくんでしまって、勤労青年の教育が段々低下していくのかなと私は憂慮します。青年学校でもいろいろな欠点はありましたけれども、とにかく曲なりにやっておったのですから非常に今までいいことだと思っておりました。こういうふうになりますと、全くなおざりになってしまって、又片っ方でいわゆる徒弟教育のようなおののおの独得なことでやると、折角の教養学科がなおざりになるのが普通になって来ると思うのであります。そういう点もやはりどこかでしめくくりをして行った方がいいと思います。

○淡路委員 この点が労働者の教育を促進させるかさせないかの鍵になっておるのじゃないかと思います。というのは、現在労働省あたりの人でも、6・3制は無頓着にそれぞれの工場におけるところの必要に応じて教育をやる、その教育は自

分たちの方で面倒を見るというような態度が伺われる。そういうことになると、技能者教育というのは、技術教育だけをやる。あるいは組合学校で労働教育だけをやるということになります。そこに社会教育的なものを盛り込ませていく力がない。

○淡路委員 私共痛感されるのは、6・3・3制の教育の枠だけを余り喧しく考えられると今おっしゃったような人材が出てくくなる虞れがあるので、クレジットの点なども、もう少し融通をきかせて頂いて、社会全般から広く殊に労働大衆から人材が浮び出て来るような道を開けることが望ましいのじゃないかと思います。

上記の一連の質疑から明らかな通り、高橋委員は生産現場での教育を高等学校からの委託教育と捉えることによって、技能者養成制度と工業高等学校の連携化を提案する。彼はかかる意味での連携化によって、生産現場における「特殊な技能」の教育が、その有効性を發揮すると同時に、又その教育が6・3・3制の枠組の中に入る結果、「徒弟教育」の弊害も除去されると云うのである。これに対し、関口、淡路両委員は技能連携制度の内実をクレジット・システムの導入による両制度間の連携化として捉える。つまり、両制度はそれぞれ独立性を維持しながら、クレジットのパイプによって連結一体化されるべきであると考えるのである。彼等の論拠は、文部省の6・3・3・4学校制度の固持という姿勢が、その意図に反して学校制度下の教育はもとより、それ以外の教育をも空洞化させ、引いては教育全体を沈帯化させるということに

あつた。彼等の発言は、技能連携制度化の内在するきわめて重要な問題の所在を鋭く指摘するものであつた。その問題とは「教育の機会均等」の実質的な保障に関する方法論上の対立とも云うべきものである。その第一の立場は6・3・3・4の単線型学校制度の固持こそが、「教育の機会均等」の実質的保障の近道であり、それ以外の教育を制度的に認めることは単線型学校制度を崩し、引いては新学制下の「教育の機会均等」の理念そのものを否定するという立場である。かかる見解は、第1章及び第2章の考察によって明らかに通じ、学校教育法体制を支える理念であった。その第二の立場は教育の営みが学校制度外においても存在するという前提に立って、この教育を制度的に保障しないかぎり、「教育の機会均等」は実質的に保障されたことにはならないという立場である。関口、淡路両委員によれば、かかる教育を制度的に排除する考え方こそ、単線型学校制度下の教育を空洞化させ、「教育の機会均等」を否定するものであると云うのである。

第13回委員会における戸田委員と淡路委の議論は、この二つの立場の対立をより鮮明に浮び上がらせている。<sup>74)</sup>

- 戸田委員 労働者教育、社会教育の対象となるのは、一般労働者ですか。
- 淡路委員 一般労働者なんですがね、ホの所を見て下さい。「教育の対象は全労働者に及ぶべきも、特に勤労青少年層を中心となし、勤労生活に伍すべき学生生徒をも含めし」、とあります。学生生徒をも含めている。
- 戸田委員 それを含めるというのですか、

そこに重点を置くのですか。

○淡路委員 それは勤労青少年に重点を置くのです。

○戸田委員 これはどうですか。勤労青少年と、大体定時制高等学校に入るようなものが主になるじゃないですか。

○淡路委員 どうなりましょうね。

○戸田委員 そうすると、学校教育でやるのは非常に重要なことで、社会教育という面でその外に何かありますか。

○淡路委員 各定時制高等学校をどれ位利用するかということが疑問です。

○戸田委員 それを利用させないようにする。

○淡路委員 それは何と申しますか、定時制高等学校を利用ししばられんような形にしなければならない。それから同時に 6・3 制の枠の外に或一定のクレジットを与えて、それに連りをつけてやる。例えば、技能者養成というようなことで… …。

○戸田委員 又戦時中の厚生省のむし返しですか。

○淡路委員 それは労働基準法に基いてやることになっておりますからね。

○戸田委員 それが一致しないことになつております。文部省と労働省がぴったり歩調を揃えていくことがむずかしい。

○淡路委員 それが要望事項の 3 の例なんです。これは文部省と労働省が話合って、労働者教育についての所管事項の担当分野をはっきりさせるというので申合せされたりらしいですけれども、それは繩張りを決めるだけのことであって、分担事項は決ったけれども、協力事項には触れて

いないですけれども、私共はむしろ具体的に協力事項を決めて、積極的にどういう組織でどういうやり方でやるということをはっきりさしたらよかろう。その方が閣閣されている。繩張だけ決めておってはいけない。だから文部、労働両者の申合せを全面的にやり変えられたらどうかということを提案したわけです。

○戸田委員 文部省として食うか食わんか分りませんが、今の文部省のような、こういう骨のない行政官庁がやるとすれば、非常に大事なことは、定時制高等学校において、労働者教育、定時制高等学校に入らないようなものに対しては、そういう一般社会教育をやるとか技能者養成というようなことを考えると、これは戦争時代に繰返したあの所管争いで、結局効果は挙らない。却って、文部省系統の方のいわゆる定時制高等学校というものを非常にひっくりめてしまうあの形をもう一遍操返すだけだと思います。

○淡路委員 これは労働基準法の中にうたってあります技能者養成規定というものが出来ましたし……。

○関口主査 それだけじゃないですね。養成だけのことではないから、これでいいじゃないでしょうか。

○淡路委員 技能者養成の外に社会教育に關しては、特に組合などの労働学校、組合学校などを作って教育しております。それなども含まれるわけです。

○戸田委員 それは技能者養成ではない。それは労働意識の強調の学校でしょう。

○関口主査 その点もこれに触れておるわけです。ですからどうでしょう。定時制

の方を若し入れるとすれば、定時制に力を入れるということはいいでしようけれども、それは決っておることで、社会教育の委員会としては、それと本当の労働者教育を結びつけるという所で力を入れたらいいじやないでしょうか。

○戸田委員 私が申しますのは、戦時中技能者養成ということが、定時制高等学校と青年学校二本建でやった。それが又ぞろ定時制高等学校がスポイルされる。それを僕は恐れる。その当時は非常に強い力があって、こうやれといって、結局文部系統の案でなして、厚生省系統の案が立ったでしょう。

○関口主査 そうならないようにやろうといいうのです。

○戸田委員 そうならない具体的な方法を考える方がいい。

○淡路委員 今の所は技能者養成は定時制高等学校、通信教授以外にやってはならんといいうのではないです。

○戸田委員 技能者養成を実施するならば、技能者養成を社会教育の機関としようとすることが必要だと思う。

○関口主査 技能者養成ということをそんなにここに言っているのですか。

○淡路委員 それはそう力を入れているものじやないですが、こちらの申合事項の中に……。これまで私が参加しない時分にできたものですが、定時制高等学校に入らない勤労者教育ということに問題があった。これは労働学校、組合学校といったようなものは、現在は6・3制の枠の外にあるけれども、これを活用していく途を図る。同時にクレジット・システ

ムを実施して、それに連りをつけて、定時制の高等学校に誘導していったらいいと考えるので。技能者養成は6・3制による定時制高等学校よりも立派になる。

○関口主査 それだけでつっぱなすといいうことはどうかな。

○戸田委員 いわゆる社会教育の一つの機関としてこちら側からみまして、そういう意味において技能者養成においてもこちらの社会教育その他の学校教育においてやるような面を、労働省の方でもできるだけその方の教育をするということは、僕はむしろ技能者養成というようなことを考えるのは、そういう機関に入ってるものに対しても、そういう機関が社会教育の面に協力するようにするという点が大事なことありますが、そういう政府の方針がはっきりしていない……。

○関口主査 その点が社会教育の普及徹底を図ることではないですか。詰り実施上の要望事項のイロハニのニの所…。

○戸田委員 今までのやり方から見ても、文部省のいうことは外の省は聞きやしない。（笑声）

○淡路委員 これはこの委員会で技能者養成の教育内容を検討して、その中に、社会教育的ファクターができれば盛り込ませるように持つていって、技能者養成をつっぱねてしまうというと、これは結局前以上の技能者養成というような問題になってしまう。

○戸田委員 技能者養成の機関をできるだけ定時制高等学校と一致せしめる。ここではそう決議したっていい。

- 関口主査 それはそういう意味を含んで  
いるでしょうね。
- 戸田委員 つまり、定時制高等学校で持  
っておるべき内容は少なくとも技能者養  
成学校は持っておらなければならないと  
いうことは言ってもいいじゃないですか。
- 関口主査 今決めてある定時制高等学校  
というのは、既にできているクレジット  
と同一のクレジットにして、もう少しそ  
れにに入れられるような格好に定時制高  
等学校の方もして貰いたいという意味が  
ここに含まれてある。
- 淡路委員 これは両方から歩みよって頂  
かなければちょっと技能者養成は近よっ  
て来ないじゃないかと思います。私共は  
定時制高等学校の基準はやはり、定時制  
高等学校の制度も食入っていくようなや  
はり順序、段階、階梯というものが必要  
じやないかと思う。それには取敢えず、  
单一のクレジット・システムでも実施し  
て貰って、個々の単位については、定時  
制高等学校と等しいものを実施させてい  
って、そして単位数なども余り窮屈に  
言われると、例えばこの間高等学校局長  
の話では8・5単位の半分位はとって貰わ  
ないと認めんというようなお話がありま  
したが、そんなことは実施できない。
- 倉橋委員 そんなことは何でもない。そ  
れは技能者養成学校が私は定時制高等学  
校に与えるような単位がとれないとい  
うことが、私は不思議なんです。どうして  
とれないですか。前の技能者養成でもあ  
れだけやるならば、あんなものは普通の  
高等学校の半分くらいは十分とれる。
- 淡路委員 それは前のものとは違う。殊  
に労働基準法が実施されておりますから、  
時間外の労働時間が決っておるから、そ  
の時間の中でやらせようというような仕  
組のものですから。……。
- 戸田委員 だからそれは年限を長くすれ  
ばいい。
- 淡路委員 そこは3年なり5年というの  
では盛り切れない。だから単位制にして  
気長にやるようしなければ……、それ  
から技能者養成は、例えば1年なら1年、  
2年なら2年という教育にして、それか  
ら以後は技能者養成で受けたやつをクレ  
ジットを認めて、足りないやつは定時制  
に通わせる。そうして何か6・3・3制  
に誘導するようしなければならないと  
思います。
- 関口主査 それはもう一遍定時制高等学  
校の所の繰返しになって、私もあなた方  
と意見が一致していたんです。
- 戸田委員 大体技能者養成というものを  
短期だけにさせるということそれ自身が  
おかしい。
- 淡路委員 技能者養成は半年というのも  
あり、2年、3年という場合もある。
- 戸田委員 だからできるだけ2年、3年  
にするように労働省も努めたらいい。そ  
れが何故に努められないか。……。
- 淡路委員 それは産業の実情による。
- 関口主査 そういうことは詰り労働省も  
文部省も協力していくかなければならない。
- 戸田委員 できるだけ技能者養成とい  
うものを短期間的なものにしないで、長期  
なものに導いていく。それで段々定時制  
高等学校に近よる。若し定時制高等学校  
で技能者養成がむずかしいならば、こつ

- ちも改める。それでいいじゃないですか。
- 関口主査 それでいいと思う。細目に入つて来るといろいろなことがあるでしょうけれども、ここにあるような労働省と文部省が協力してやっていくということと、今の二のようなことを併せれば、戸田委員のようなことも入るじゃないですか。
- 戸田委員 従来の僕の感じからいと、文部省でどう決めて、厚生省なんかで勝手なことを決めて、文部省の決めたことに厚生省は絶対に態度を変えないことがありますね。
- 関口主査 今までではそうですけれども……。
- 戸田委員 ここでいろいろなことを決めると益々乗せられる。
- 関口主査 ここは文部省の機関ではないですから……。
- 淡路委員 だからいけないのならば、両方嗜めればいいんです。
- 戸田委員 どうも教育という点からいと、いわゆる文部省系統のこの立場を本体としなければいけない。それを横から変なものを持って来て勝手なことをやろうとする。
- 関口主査 この問題はこの程度にして、あなたの方で案を作ってもう一遍戸田先生にも、淡路先生にも見て頂く、こういうことにしましょう。どうも横槍を入れて済みません。
- 戸田委員 淡路君なんか厚生省にいっておるものでこんなことをいうんじゃないかと思った。（笑声）僕は戦時中の技能者養成ということに反感を持っていたん

です。（笑声）

淡路委員と戸田委員の対立と妥協のプロセスは、次の通りである。即ち、淡路委員は技能連携制度化提案の論拠を、(1)定時制高等学校に入らない、あるいは入ることのできない勤労青少年の教育を如何に組織化するか、(2)技能者養成制度は学校制度外のものではあるが、しかし、まぎれもなく勤労青少年の教育にコミットしている事実、この命題と事実を充足できるのが、技能連携制度であると捉える。これに対し、戸田の否定的見解は勤労青少年教育の本体は定時制高等学校であるとの認識から出発する。かかる認識によれば、淡路委員の提案は定時制高等学校の普及を妨害し、「戦時中技能者養成」ということが、定時制高等学校と青年学校二本建でやった。それが又ぞろ定時制高等学校がスポイルされる」と捉えられる。そして結果は「これは戦争時代に繰返したあの所管争いで、結局効果は挙らない。」ことになると云うのである。関口主査はかかる両者の対立を解決するために、技能連携制度の内実を、(1)その制度化によって定時制高等学校が勤労青少年教育の本体であることを否定するものでないこと、(2)その制度化意図が勤労青少年教育制度を技能者養成と定時制高等学校という二元化に定着させるのではなく、定時制高等学校の方向に一元化させるものであることを提言する。その結果、両者の妥協は淡路委員の定時制高等学校の基準緩和による技能者養成制度への歩み寄りと、戸田委員の「技能者養成の機関ができるだけ定時制高等学校と一致せしめる」の発言において成立するものである。しかし、この妥協は論争の終結を意識するあまり、技能

連携制度の内在する基本的な課題を、抽象的表現によって糊塗するものであった。その基本的課題の追求は、関口主査の「細目に入つて来るといろいろなことがあるでしょうけれども、ここにあるような労働省と文部省が協力してやっていく」の発言とは、まさに逆の姿勢を取るべきものであった。と云うのは、すでに行論において一部明らかにしてきた通り、技能連携制度は高等学校制度の内実を規定するものであり、ひいては6・3・3・4学校制度改革と異質な制度理念を提起するものであったからである。より具体的に云えば、それは学校制度外の教育を学校制度下のそれと同等と認めることから、必然的に技能連携の制度理念と学校制度のそれとが、如何なる構造を持つべきかを明確化しなければならなかったのである。しかし、第13回委員会は意識的にか、あるいは無意識的にかは必ずしも明らかでないが、この問題追求の姿勢が欠除していたのである。その結果、この問題は第13回委員会以降の審議においても、繰返し繰返し議論されることになる。

ところで、第14回特別委員会は以上のような審議を踏え、第54回総会提出のために第7特別委員会第一次案を作成するのである。その審議内容に言及する前に、まず最初にその第一次案の内容を考察しておきたい。前掲表III-6の②欄と③欄との比較から明らかに、試案と第一次案との間には建議表題の改称<sup>75)</sup>、前文の削除<sup>76)</sup>をはじめ建議項目の見出し等に著しい変化がみられる。それは一見全面修正であるかのように見える。しかし第一次案は試案とほぼ同様な内容であった。第一次案中第三項にかかる部分の修正を特記すれば、それは(1)「勤労青少年層のため」

が、倉橋・川本委員の発言により、「労働者のための」に修正、(2)「6・3制枠外の学校に対しても社会教育の普及徹底を図ること」が、川本・倉橋委員の発言により、「6・3・3制外の教育施設に対しても前記の趣旨の普及徹底を図ること」に修正、(3)「右の場合」が山極委員の発言により、「この場合に」に修正、(4)「社会的資格及び待遇の向上に資すること。」が関口主査及び淡路委員の発言により、「高等学校、大学教育への道をひらくこと。」に修正された。かかる字句修正の審議内容は、次の通りである。<sup>77)</sup>

- 関口主査 次に3に行きましょう。
- 淡路委員 3は戸田さんが大分主張しておられましたが、定時制高等学校を推奨するような意味を入れたらどうかというような言葉でありましたが、それは前に第1項に入れてもいいでしょうね
- 関口主査 それはすでに定時制高等学校の方でやっておるから、ここでもう一遍言わなくてもいいじゃないかと思いますが……。
- 倉橋委員 定時制高等学校を入れたら社会教育の方策ではなくなってしまう。
- 関口主査 ただあのときの話では勤労青少年の外、全体として対象になっておるというような話でしたが、勤労者教育として成人教育的な方面もあるわけでございましょうね。それはどうでしょうね。
- 淡路委員 定時制高等学校に入学し得る者は青少年以外の者でもいいわけですか。年令は問わないでしょうか。
- 高橋委員 ありませんね。10年掛ってもいいというのですから……。

- 淡路委員 入学し得ない勤労者層のため  
　　というようにしますか。
- 川本委員 勤労者のためでいいでしょう。
- 関口主査 これは教習所等にしてはいけ  
　　ませんか。
- 淡路委員 技能者養成所、見習工教習所  
　　は経営者側がやっておるので、特に組合  
　　側がやっておるものもあるわけですから  
　　……。
- 関口主査 6・3制の枠外というような  
　　例が要るでしょうか。
- 川本委員 何か認めたように入れて置い  
　　た方がいいかも知れない。
- 関口主査 組合学校を労働学校にすれば  
　　よろしうございますね。
- 淡路委員 公立のものがありますね。中  
　　央労働学園のような労働学校があります  
　　ね、6・3制の枠外の教育施設というよ  
　　うに謳って置けばそういうものは別だと  
　　いうことになりますか。
- 関口主査 6・3・3制と行かなければ  
　　なりませんね。教習所なんか各種学校じ  
　　やないでしょうか。労働学校は、各種学  
　　校ですか。
- 倉橋委員 場合によると6・3・3制外  
　　の学校でも枠の中に入れておることがあ  
　　るのじゃないでしょうか。
- 関口主査 6・3・3制外の教育施設で  
　　すか。
- 倉橋委員 1.2と来て3と来ると……。
- 関口主査 この種の教育といたしますか。
- 倉橋委員 3は定時制高等学校に入学し  
　　得ない勤労者にこの社会教育を普及徹底  
　　するという意味じゃなくして、定時制高  
　　等学校に入学し得ないものの中で、こう  
　　いう教育施設の要るものに対する対応ではとい  
　　う意味でしょう。そうすると、ためとい  
　　うとあとの方では教育施設では狭くなる。
- 関口主査 労働教育のみをやって他のこ  
　　とを顧みないというようなことでは困る  
　　から、こういう内容の方面もやって貰う  
　　ようにしなければならんという意味でし  
　　ょうね。
- 倉橋委員 こういう学校に入ってないも  
　　のに対する対応では教育施設に入ってるもの  
　　にもしろということですか。人間を狙つ  
　　ておるのじゃなくして教育施設を狙つ  
　　ておる。
- 川本委員 勤労者のためというように、  
　　「の」を入れないとはつきりしないかも  
　　知れない。
- 倉橋委員 こういう学校に入ってる者  
　　は、定時制高等学校に入ってる者に決  
　　まっておる。だから、定時制高等学校に  
　　入ってない者、全般に対してこういう普  
　　及徹底をしろという意味か、あるいはそ  
　　の中で特に学校形態の教育を受けておる  
　　者に対しても、その学校へこういうこと  
　　をしろという意味か……。
- 淡路委員 あとでしょうね。
- 倉橋委員 そうすると定時制高等学校に  
　　入学し得ない勤労者のためというと、こ  
　　れは一人一人のことだし……。
- 川本委員 勤労者に対するとすればいい  
　　ですね。
- 淡路委員 労働者のためでもいいですね。  
　　定時制高等学校に入学し得ない勤労者  
　　のための技能者養成所、見習工教習所、組  
　　合学校等6・3・3制外の教育施設に対  
　　しても、この種の教育の普及徹底を図る

こと。

○倉橋委員 労働者の社会的資格及び待遇の向上というのは……。

○淡路委員 これは特に定時制高等学校、6・3制の連がりをつけようというわけですね。連がりをつけて置けば、技能者養成所だけの教育に終らないで、更に6・3・3・4制の教育へ進むことができるのじやないか。

○倉橋委員 そうすると、労働者というのは、一般というのじやなくして、それらという意味ですね。

○淡路委員 ここは卒直に6・3・3・4制の連がりをつけることと言った方がいいのじやないかと思います。

○倉橋委員 ただ労働者というと、全般が……。

○関口主査 クレジットを与えれば待遇が向上する……、定時制高等学校へも出し大学へも続くわけですね。

○淡路委員 そうです。大学も言い現して置いた方がいいのじやないでしょうか。

○倉橋委員 いいですね。

○関口主査 教育への道を開くことですか。

○淡路委員 問題は単位制クレジット・システムなんですが、結論がつかないでおりましたが……。

○関口主査 戸田委員が何か反対のようですね。10年掛かってもいいというようなお話しでしたけれども、単位制クレジット・システムのようなものが認められるわけですか。

○高橋委員 そうです。高等学校ですと85単位取れば10年掛かってもおしまいに資格がつくわけです。

○淡路委員 年限は……。

○高橋委員 年限は言っていない。8年までは書いてあった。

○淡路委員 こういうものに対して単位を認められるかどうかわからない。

○高橋委員 文部省が余程緩かに考えて頂かないと学校でないのですから認めんといふことになるといかん。

○淡路委員 教育内容を低下するような場合はクレジットを認める必要がない。大体それぞれの単位の内容を何か基準を示して、時間数なども大体一単位については何時間ぐらい教えるか、あるいは継続してスクーリングをやるとすれば、1カ月や2カ月の教育に対してクレジットを認めるわけにいかんでしょうから、1年以上とか、2年以上継続して教育する場合とかなんとかいう制限があつてもいいと思います。

○高橋委員 コース・オブ・スタディーのものと単元がはっきりすれば、この限度まではやってもいいというようなことは云い得るだろうと思いますね。

○関口主査 通信教育の方のクレジットはどういうことでしょうか。

○高橋委員 大学でも何でも認める。本当のスクーリングをやっておるものは相当な施設を持っておるから認めて当然だろうと思いますね。通信教育も僅かの間のスクーリングをやる。しかし、短期間ですからね。

○淡路委員 労働省が計画しておる技能者養成は2年及至3年教育をしてちゃんとした一般教養学科を相当盛込んである。それを高等学校の基準なり、コース・オ

ブ。スタディーなりに合せて行くことは割合に簡単だろうと思う。

○関口主査 そういうふうな途が開ければ、この種の教育の普及徹底を図ることに入れて置くことができるわけですね。一般教養の方も課長が来られたらその話を聞くことにして、4に行きましょう。

第14回特別委員会は、以上のような審議の後第一次案を作成し、太田高等教育課長出席とともに、再度技能連携制度化について審議するのである。その過程において、教刷委メンバーと文部省との間では、鋭い見解の対立が生じた。それは以下の通りである。<sup>78)</sup>

○関口主査 それでは前に戻りまして、定時制高等学校のクレジットの問題でございまして、高等学校教育課長から……。

○太田課長 その前に定時制高等学校の性格をお話した方が理解して頂くに都合がいいと思います。勤労青年の教育のために今度作ります定時制高等学校というのは、勤労青年に勉学し易いようなあらゆる点から見て、都合のいいような制度を作り上げたいと思う。先ず第一に勤労青年は高等学校の課程を全部の者が卒業して大学に行くものではないだろうと考えております。定時制の課程に進む者は、全部課程を終了して卒業する必要はないので、自分の職場で必要とする学科を5単位でも10単位でも、1年掛ければ1年で修得して学校を出て、学校で取った単位は一生生きておりますから、その青年が将来高等学校の資格が欲しいという場合には、又同じ学校でもいいし、別な

学校でもいい。今まで取った単位に継ぎ足して行って、高等学校で要求されておる85単位になれば卒業する、こういうことに考えております。

それからもう一つの点は、工場等にて働いておる青年が職場で毎日作業をして、高等学校の課程の中で、実業課程でも実習ということが中心になっておって、普通の教科は実習に關係のある教科の理論を教える。職場で働いておる日々の作業が教育的に見て非常に研究する値段のあるものであれば、職場における作業を実習単位に取ってやる。全部取るわけに行かないから7割ぐらいを実習単位に取ってやる。そのため高等学校の青年が工場に行って十分雇用主とも連絡をとつて教育的効果の上がるよう指導する。生徒に対しては研究課題を渡して審査して行く。こういうことを考えております。そういう定時制の課程の学校は、従来の青年学校に数多くあると思う。施設も教員も貧弱になって、青年学校の看板の書換えに終るような虞がありますので、さし当りは立派な学校を少く作って青年にとって魅力のあるような学校にして行くというので、23年度においては、ごく少数の学校を作っていく。予算の関係もありますので、教員の確保という点から考えても数多くの高等学校を作るわけに行かない。

そういう魅力のある学校をどうして作ったらいいか。全日制の古い高等学校に定時制の課程を置きまして、それ専任の教員を定時制の課程に配当してやる。そうすると定時制の課程に進む生徒も、

立派な高等学校、全日制と同じ構想の下に勉強できるというプライドを持つことになるので是非そうしたい。全日制の高等学校に勉強できない生徒のために、新制の中学校を利用して、分校を設けて、そこでも教員の確保は十分できるかどうかわかりませんが、そういう分校でも教員が、高等学校の教員の資格を持った教員が二人でも三人でも担当できる教授の科目を殖やして行く。年を追って完全な分校を作つて行きたいという考えを持っております。これは一般の公立の高等学校のことですが、こういう工場における従来あった青年学校は只今私共の調べる所では、工場の中に設備の整つた立派な青年学校があります。そういうもので新制高等学校の設置基準に合つておる学校は独立した定時制の高等学校になる。そういう設置基準が合わない工場、会社の方でも非常に勤労青年の教育に熱心であるという場合には、公立の全日制高等学校の分校となつて貰つたらどうか。従来の考え方で行くと、中心校、分校といふものは設置者が同一でなければならんというような固苦しい考え方をしておつたが、勤労青年教育のために、いろいろ便宜的なことを考えて、その附近に立派な全日制の高等学校がありましたら、それを中心校として、その分校になつて、中心校の校長が工場の分校の教育についても責任を持って指導して行くというようにして行けば、工場内における定時制の課程の教育も十分できるのじゃないか。ここに書いてあります教習所や組合学校、こういうような施設を設けられました際

には、高等学校としてのクレジットを与えることができないと思います。先程申し上げましたように、立派な全日制の高等学校の分校になつて貰つて、高等学校教育の内容を充実した教育をして頂ければ、それに対してクレジットを与えることができる。私共としては、なるべく勤労青年が高等学校レベルの教育を受けて貰うことが望ましいと思いますので、できるだけの便宜を図りたいと考えております。工場等で分校を作る際には教育法にも財団法人にならなければならんということを規定しておりますので、財団法人設置については、その出資の条件を緩和していろいろ基本金とかその他条件がござりますが、その程度を緩和して設置したいという会社等については、できるだけ認可して行くような方針を取つて行きたいと考えております。

- 関口主査 通信学校にクレジットを与えるときには、高等学校の先生が認可しても与えるわけですか。
- 太田課長 通信教育の方は別に全部の科目に単位を与えることはできない。85単位の中、4分の1ぐらいしか単位が与えられない。これはスクーリングを経ないものにはクレジットを与えないという考え方であります。
- 淡路委員 パート・タイムの高等学校の場合は入学する場合には年令の制限はありますか。
- 太田課長 ありません。
- 淡路委員 勤労青年だけが入るのじゃなくして……。
- 太田課長 56才が入つてもいい。

- 淡路委員 それから財団法人の設置といふような話なんですが、技能者養成所あるいは組合学校のようなものは財団法人でやっておらない。その点でクレジットを認められないということになりますか。
- 太田課長 各種学校には学校教育法に財団法人でなければ学校経営できないということが規定してございますので、これを曲げるわけには行かない。設置はごく簡単です。校舎その他は借物でもいいわけです。
- 淡路委員 そうなると結局どこかの分校にならなければいかんわけですね。
- 太田課長 独立校としての……。
- 淡路委員 教員は本校の方から……。
- 太田課長 分校でそれぞれ資格のある人を任命する。設置者が違った分校になつてよろしいということを言っても、各工場の定時制高等学校は全部、新制高等学校に転向するものばかりではありません。設置基準を喧しく言っておると折角熱心にやっておられた立派な工場の学校が高等学校になれない虞があります。そういう便宜な方法を考えるわけです。
- 淡路委員 その点が戦争中の青年学校と技能者養成の二枚看板と同じ結果を生まないかと思います。
- 関口主査 工場の実習の方はやはりあるわけですね。そういう場合に高等学校の生徒が行ってそれを認めればいいわけですか。
- 太田課長 そうです。
- 淡路委員 看板は掛けなければいかんわけですね。
- 関口主査 高等学校になるわけですね。
- 太田課長 先ず最初に高等学校になってなければいけない。
- 淡路委員 各種学校が一定の単元だけ高等学校程度の教育をやっております場合、これは今のお話では、高等学校という組織になっておらん限りは、クレジットを認めんというわけですね。
- 太田課長 そうです。
- 淡路委員 そうすれば高等学校、技能者養成所二つの看板を掛けるようになる。
- 太田課長 掲げなくてもいい。これだけは高等学校レベルの授業をやる。これだけは下の本当の役に立つ授業をやる。それは単位は貰えない。
- 高橋委員 職業教育の実習その他を工場の教習所とかということでやった際に、今度決める単元とかコース。オプ・スターがよかつたら分校の委託の形式でそのものにはクレジットを与えることができないのですか。教官がついて行って時々指導しなければならんということは……。
- 太田課長 教官が時々監督しに廻ったり雇用主と連絡しに廻ったりして、今週はこういう点に主眼を置いて研究しなければならんとかこういうことを研究してレポートを出すという指導をするだけです。
- 関口主査 そういう看板を掲げなくても事実上そういうことをやっておれば、それを認めるという途を開いてないわけですね。
- 太田課長 そうです。高等学校という看板になって貰わなければ高等学校のクレジットを与えない。
- 関口主査 こちらは橋をかけたいという

- のが希望ですが、その法律をこういうふうに直して呉れというのが、ここ趣旨になるわけです。
- 山極委員 3の右の場合というのは問題です。
- 淡路委員 この委員会としてはどうでございましょうか。
- 関口主査 ここができなくても、こうやつたらよからうということですからね。つまりああいうような考え方で、高等学校といふものに看板を掲げなければいかんのだというのじや困るというのが、こちらの意見でございます。
- 倉橋委員 クレジットというのは学校ですね。どうもああいうことになりそうですね。
- 関口主査 実力のあるものは学校卒業したと見てやってもいいのじやないかというような……。
- 淡路委員 そういたしますと、3はどうですか。このままにして置いていいかと思いますが……。
- 淡路委員 このまま一回総会に掛けて頂いたらどうかと思います。
- 関口主査 それでは初めの方を取って今のようないろいろな点を直してそれを今日の総会へ出しましょうか。
- 倉橋委員 結構です。
- 関口主査 御賛成を得てそういうことにいたします。

文部省は、これ等質疑から明らかな通り、第一次案における技能連携制度化提案に対し、否定的見解を表明した。そしてその理由を(1)「勤労青年が高等学校レベルの教育を受けて

貰うことが望ましい」こと、(2)「教習所や組合学校」が例へ実際的に高等学校教育に類する教育を行なっていたとしても、それ等が学校制度の枠内に入らない限り、法律的にクレジットを与えることができないことにありました。従って、文部省の認識によれば、高等学校の「教育の機会均等」は、高等学校設置基準の運用と各企業の定時制高等学校設置への努力によって、実現されるべきであると考えられたのである。かかる文部省の見解は、第一次案の「実力のあるものは学校卒業したと見てやってもいいのじやないか」(関口主査)の見解と並行線を辿るものであった。第14回委員会の審議では、しかし、かかる両見解を交叉させ、あるいはそれをアウフ・ペーペンしようとする委員の努力を見い出すことはできない。従って、第一次案の総会への提出はかかる問題の未解決なまま、「こちらの方の意見」(関口主査の発言)を表明すると云う形で提出されることになるのである。その結果、この第一次案がその後の教刷委の審議において、再度議論の対象となることは、必然であった。第一次案はかかる問題をはらみながら、とまれその審議を総会に委ねることになるのである。

第一次案は第54回総会に提出されたが、しかし、審議時間の都合により、第54回総会では、関口主査及び淡路委員の趣旨説明だけが行なわれたに過ぎない。それは以下の通りである。<sup>79)</sup>

- 第10番(関口泰君) 又定時制の高等学校に入学し得ない人々にも、これに引きつけるような、なるべく定時制の高等学校教育にも入り得るような方法として、

今度決められた定時制高等学校に多少の修正を加えて、単位制クレジット・システムを設置して、これと両方の間に橋をかけるようにして貰いたいというような気持、それから文部、労働両省が対立しないで、お互に協力してこの労働者教育をやって貰いたいというようなことを掲げているのであります。

○第43番(淡路円治郎君) それから第3の問題は、労働者に対する教育としては、定時制高等学校を推奨し、総通することは非常に大切なことではあります。現在の産業上、或いはわが国の経済事情から、工場、事業場、そのほかにおります労働者に対して定時制高等学校一本槍で進むということは、これはなかなか困難ではないかと思うであります。現に私どもが最近約三百数10カ所の会社・工場に調査票を出しまして調査<sup>80)</sup>をしましたところでも、現在持っております私立の工場青年学校で開店閉業の状態にあるところが随分多うございまます。又これをこの機会に廃止したいと言ったような向もあるのであります。これをすぐに定時制高等学校に切換えさせるというようなことは、なかなか困難が多いのじやないかと思うであります。一方におきまして「産業復興の実現を急がせなければならん実情にあります。その意味でやはり現場における教育を促進しよう」という機運は、これは経営者側、組合側にも相当強まっております。」現に炭鉱あたりでは先山教育に非常に熱を入れておるのですが、又これと並びまして労働基準法が制定せられて、こ

れによりまして技能者養成が、戦争中に行われましたものとは違うのであります。又見習の教習所、或いは組合が自主的にやっております労働学校、そのほかいろいろな学校なども最近では現われて参っておりますので、われわれはこう言った6・3・3制の枠の外にあります教育施設に対しても、自然に放置しますならば、单なる技術教育、单なる労働教育に変形し、片寄る虞がありますので、特にここでうたつてあるような意味に、一般的、文化的の教養を労働者に対して授ける、教育をなさしめるようにありたいものだと思うであります。これがための一説の誘い水でありますか、単位制のクレジット・システムを、こう言った特殊の教育についても認めて頂きました、そうした施設での教育を受けた者が、容易に6・3・3制の枠の中の高等学校或いは更に、一段上の大学の教育へ進め得る途を開いて頂けますと、こう言つたいろいろなことも合理的に行われることになるだろうと思うであります。殊に戦中に見られましたような青年学校と養成所の二本立てになることは大変面白くないのであります。これがためには労働省にあります技能者養成委員会、私もその方に関係いたしておりますが、その委員会におきましても、こちらの6・3・3・4制の趣旨を尊重いたしまして、なるべく高等学校の基準に合わせるように現在研究中でございますので、6・3・3制の方も、そう言つたいろいろな教育施設に歩みよられまして、両方がうまくコネ

クションのできるような途を開いて頂きたいというのが第三の趣旨であります。

同様の趣旨説明は第55回総会における淡路委員の補足説明においてもみられる。淡路委員は南原委員長の要請に基づき、再度その趣旨を次のように説明している。<sup>81)</sup>

○第43番(淡路円治郎君) それから第三章に謳ってございますが、これは戸田委員にはいろいろ御意見があったようですが、戸田さんは本日御出席になつておりませんので、これもお取次申上げておきますが、6・3・3制が折角確立されたのであるから、工場事業場などに対しても定時制高等学校の線に沿つて教育を促進して行くこういいうプリンシブルを堅持しなければならん、大変御尤もな御意見でございますが、事実各工場の実情を我々が調査いたしまして見ますと、なかなか現在のままで定時制高等学校に食いつきにくいような状態にあるようあります。私どもが3百数10社について調査した結果でも、定時制高等学校を特設しようというのは僅か3.4パーセントでございまして、又外の定時制高等学校を利用しようというもの二割内外でございまして、大部分は何か別途の形で事業そのものの目的に応じたような言換えれば技術教育、労働教育を中心にしてこれに一般的の教養教育を或る程度盛込んで行ったような形で、期間などもそれぞれの事業の財政、施設その他と睨み合せまして適宜の形でやって行きたいというような希望が強いようありますし、そ

こへ持つて来て労働基準法が実施せられまして、その中で組合側が労働者の技能の水準を高めるために教育を必要と感じた場合には、事業主側と労働協約を結べば、事業主側の責任において労働者の技能教育をやらなければならんということになりましたので、労働省としましては、現在技能者養成委員会というのを設けまして、私もそれに関係いたしておりますが、いかにして労働基準法に基きました技能者養成を実施するか検討中でございますが、その委員会の空気などから見ましても戦争中の技能者養成令とは余程趣きを変えまして、技能者養成令の中に、技能教育はもとよりのこと或る程度の労働教育、又或る程度の一般的教養も織込みましたコンポジットな形で技術的調和的な総合教育をやって行こうという計画なのでございまして、この方ならば、相当工場事業場側が実施し、又組合側も要望するような気配が現在の段階ではあるようあります。尙その外に見習工の教習所を戦争中からずっと引続いてやっておる所もござりますし、又新らしく労働組合がイニシアティーブを取って、労働学校或いはその外の組合学校を経営しておられる所もあるようあります。又これが遂次その数が殖えて行きつつあるようあります。そこで第7特別委員会としましては遂次定時制高等学校へそういういろいろな労働者のための教育施設に対しても、6・3・3制の単位制のク

レジット・システムを実施して頂くことができれば、その単位を修了した者がそれだけに止まらないで定時制高等学校の方へ労働者個人としても進んで参るであろうし、又組合などにしても技能者養成所、見習工教習所では物足りなくて、これを定時制高等学校にして呉れるといった要求を段々強く持出して来るようにもなつて来るであろうかと思われるのあります。そこで一応第三章に謳つてありますようなふうに、第7特別委員会では原案を取纏めたのであります。

技能連携制度化提案の趣旨説明は、行論で明らかにしてきた第7特別委員会の諸見解を整理したものであって、特に新たな意見が加えられたわけではない。又第54回総会での趣旨説明と第55回総会でのそれと相異があったわけではない。即ち、提案意図は、(1)定時制高等学校が質的にも量的にも、現実問題としてすべての勤労青少年の教育をカバーできないこと、(2)生産現場において、学校制度外の教育はあるが、しかし、その制度化が図られ、しかもその普及が見込まれること、(3)この両事実から、旧制度下の青年学校と技能者養成という二本立制度の弊害を除去しつつ、且つ高等学校の「教育の機会」の拡大を図ることにあった。第55回総会はかかる趣旨説明の後、原案について次のような質疑を行なっている。<sup>82)</sup>

- 委員長（南原繁君） 御質問、御意見の御開陳を願います。
- 第18番（務合理策君） 三番についてお伺いいたしたいのですが、三番

の御趣旨は非常にいいことと思うのであります、全面的に御賛成したいのであります、実際の問題として考えて見まして、こういうふうに6・3・3制以外にある学校というものにどうやってこの単位制であるとか、或いはクレジット・システムというように、元々6・3・3・4制度の中で主として考えられたようなものを実施されるようお考えを持っておられるか、これは實際上いいことであるに違いないけれども、實際単位制をそれではどうやって図るか、こういうような点になって来ると、教師の問題とか、時間制の問題とかいうようなことが普通の6・3・3の学校と同じような基準になってしまふようなことになりはしないだろうかというようなことを考えられるのであります、御相談、お詫びのときに、そういうような点について何か具体的なお考えがございましたらお伺いしたいと思います。

- 第42番（淡路円治郎君） その点につきましては高等教育課長さんにも出て頂きまして定時制高等学校、殊に私立の定時制高等学校の御連絡についていろいろ伺いまして、我々の方もいろいろ意見の交換をいたしましたのでございます。もとよりこういった6・3・3制以外の教育施設の場合におきましても、できるならば定時制高等学校の設置基準に合うような教育をやらせたいと思うのでありますが、併し85単位という単位を、たとえ年限は長くともこれを全部工場事業場或いはその組合などで実施していくのは、現在の産業の情勢なり國の經濟殊に事業の

経済という点から見ましてなかなか望み難いのであります。そこで自然、6・3・3制に決めてあります基準の一部分をこういう所で実施するということになるかと思うのですが、その部分的に実施しておりますものに対して単位制のクレジット・システムを認めて頂きたいというのが、この第三章第二項の趣旨でございます。その場合にその単位に関しましては定時制高等学校の方で決めておりますコース・オプ・スタディーに合うような教育をやる。又単位時数も、その授業時数もその単位に関する限りは、定時制高等学校の時数に合うように実施し、資格についても基準に合った教員に担当せしめる、そういう規定は具体的に決めて頂きましたら、その通り実施することはできるかと思うのであります。これを現在定時制高等学校に決めてあります通りの基準通りにやらなければならんということになりますと、ちょっと実施がむずかしいのじゃないかと考えております。それから技能者養成令に関しましては、大体2年及至3年のパート・タイムの教育をやるというふうに技能者養成の規定では謳ってございますので、現在の所ではまだ15職種しか技能者養成の指定がございませんけれども、これは近くもう少し職種の数を増しまして、約50職種ぐらいが指定されることになる予定なのでございますから、そうなりますと、主だった産業の中心的な職種は相当網羅されることになりますので、自然この2、3年間のパート・タイムの教育をなるべく6・3・3制のラインにおいて生

かして頂きまして、技能者養成或いは見習工教育を受けた者が、更に残りの単位を取れば高等学校というものの資格を得ることができますというふうになりますと、これは技能者養成所或いは見習工教習所でない外の定時制高等学校に通つて残りの分を履修してもよいし、又他の定時制高等学校に委託して教育するという手もあると思いますが、いずれにしろ、6・3・3制の教育を受けたい場合にはもう一度イロハから単位を取り直すというのじゃなく、基準に合っただけの単位を取つておれば、その単位は生かして頂きまして、残りの単位を履修すれば高等学校にも大学にも進むことができるという途を開いて頂きたいというのが狙いでございます。

それからもう一つ補足いたしますが、先程のお話で、もしそういうふうになれば、定時制高等学校になるじゃないかという御意見でございますが、これも一応御尤もであります。ところが技能者養成令について見ますと、これは組合側が要求しました場合に規定されております職種に関しては、事業主が技能者養成をやらなければならん、言換えると、適当な施設を設け適当な経費を支出負担いたしまして技能者養成をやらなければならん義務があるのであります。でありますから、これを6・3・3制の定時制高等学校の形で以て行きますと、事業主側にその義務を負わせることができなくなります。この間高等教育課長とお話をしておりましたときに、私共が感じましたことは、結局今文部省側で考えておられま

す案では、こういった学校の管理権は文部省で持たなければならんという所にあつたようですが、これは単に定時制高等学校の看板を掲げなければならんというのじゃなくして、文部省がそういった学校の監督指導に当らなければならんという趣旨だと思うのですが、そうしてしまいますと、先程申しましたように事業主側に養成の責任を負わせるという点が欠けて来ることになるのであります。私どもの希望としては技能者養成をやる場合は、労働基準法に基づきまして、労働省側が自己の責任においてこれを実施して行く、その内容は 6・3・3 制の基準に成るべく合うような内容を取り入れることによりまして、単位制クリエジット・システムを認めて頂きたいというのでございます。それから技能者養成委員会の方では又逆に技能者養成令の中にできるだけ定時制高等学校の基準に合うようなふうに、教育の内容を盛込んで行こうと組合と事業主の話合の上でそれを定時制高等学校として実施して行くというふうに決まりましたならば、その定時制高等学校を技能者養成に変えることができるというふうな措置を講じて貰いたい。言換えますと、技能者養成の方から 6・3・3 制の方へなるべく歩み寄ろうとするような計画を技能者養成委員会の方では持っております。本委員会の方からもできますならば、技能者養成に歩み寄って頂きまして、せめて単位制クリエジット・システムという点で両方が相通ずることができてコネクションができる、何年か先には全部が定時制高等学校

になるよう御誘導を願いたいものだと  
いうふうに考える次第であります。

- 委員長（南原繁君） 只今の御質問のあつたクリエジット・システムということは一応学校教育局長あたりは受入態勢の方についてはどういうふうにできておりま  
すか。
- 日高学校教育局長 淡路委員からのお話を承っております。私の即座の印象ではこれは一種の各種学校みたいに了解されるのであります。若し、クリエジット・システムを立てまして普通の定時制高等学校に連絡ができるようにするためにには養成機関でございますけれども、内容的には各種学校的な取扱ができるように養成機関の側で基準を重んじてやって下さるだろうというふうに期待しております。  
……（中略）……定時制の高等学校というものが名のみであって、実質が全くすっかり変えられておるというようなことであっては教育的にも困るのでございまして、定時制高等学校でも或る程度の条件を整えれば大学へも入学ができるようなシステムになっておりますから、その点では最低の基準に合わなければクリエジット・システムを取ることができないと思ひます。……（中略）……認定するのは必ずしも文部省ではなくて、文部省と連絡のあり、或いは中央と連絡のある、現在で言いますれば、府県知事、将来においては教育委員会というようなものが認定すれば、その連絡の根拠がけはしないかというふうに考えております。十分まだ研究しておりませんけれども、そういう線で解決が運ぶのではないかとい

うふうに考えておりまして、尙研究いた  
したいと思います。

○第43番(淡路円治郎君) この間高等  
教育課長さんのお話では、定時制の高等  
学校の場合には分校を設けることができる。  
だからこれはどこかに定時制高等学校  
と連絡をして置いて、そこの分校とい  
う形をとればいいじゃないかというお説  
もあったのでございます。そうするとや  
はりこれが定時制高等学校分校とい  
うことになります、その看板は掲げなけれ  
ばならないし、監督指導についてこの間  
のお話をそのまま繰返しますと、文部省  
側の枠の中に入らなければならんとい  
ふうに我々は解釈したのであります。若  
しこの解釈が間違っておらんようでありますと、結局技能者養成所と定時制高等  
学校分校という看板を二枚掛けて、戦争  
中やったような工場青年学校の二の舞を  
やらなければならんことになる虞もある  
わけであります。殊に戦争中困りました  
のはいろいろな書類を提出するのに文部  
省側と厚生省側と両方へ出さなければ  
ならん、いろいろな調査或いはいろいろな  
査察なども両方から終始来られる。いろ  
いろな行事も両方からの命令に応じてや  
らなければならん。それがために非常に  
混乱しまして成績を阻害する結果にな  
つたのでございますが、そういったよ  
なことを再び繰返したくないのでありま  
して、できれば工場事業場方面へも定時  
制高等学校を設けて貰いたいということ  
も謳いたいのでございますけれども、そ  
れのできない場合は各種学校でもいいが、  
その内容が先程も申されました最低基準

に合っております場合、言い換えますと、  
85単位全部実施せんでも10単位、15  
単位、20単位ぐらいを実施しておる場  
合でも、その単位の内容が設置基準に合  
う場合にはそれに応じて単位制クレジッ  
トを認めて頂いて、高等学校及び大学へ  
のコネクションがつくようにして頂きたい、  
こう考えておりますが、如何がなも  
のでございましょう。……(中略)……  
少くとも1年、2年これも或るリミット  
を決めて頂いて結構でありますけれども、  
或る一定のスクーリングをやるというよ  
うな条件の下において単位制のクレジッ  
トを認めて貰えば大変結構と思います。  
○日高等学校教育局長 私詳しいことを存じ  
ませんけれども、大体定時制高等学校と  
いいうのは、完全なものはそう沢山はでき  
ないかと思うておりますが、中心校と分  
校とを考え、分校といいうのは独立しては  
一つの定時制高校としては考えられな  
いようなものを分校といっておるようであ  
ります。その延長のようなものと  
理解できるのでございます。併し延長と  
して理解してクレジットを与えるとしま  
すれば、やはり基準の適用は受けなけれ  
ばならん。基準を適用する場合は、やは  
り教育当局者がそれを認定するのでは  
きれない。そういう意味で以て基準の適用  
者が教育行政の当局者であるという意味  
においては文部省の一つの線に連がって  
おると思うのでありますけれども、決し  
て文部省自身がやることではないと思  
います。又文部省は今後といえども定時制  
の高等学校に直接監督をするシステムに

なっておりませんから、多分それは教育行政の一元的な徹底が期せられるようという意味だと思っておりますので、それに叶う限りにおいては、クレジット・システムといふのは労働者教育を伸張させるためにもいい制度だというふうに考えております。技術的には何か外に故障があるかも知れませんけれども、私伺った所では定時制高等学校の分校の延長というような意味で以て理解できるかと思うのでありますが、もっと詳しく研究いたして見ます。

尙念のために申上げますけれども、適格審査のことは、名前は養成所であっても学校と認められている以上は、適格審査を受けなければならないと思いますので、そういう意味で実質的に学校でありますと、教師の資格その他については相当の制限ができると思います。

○第42番(淡路円治郎君) それはさように理解しております。

○日高学校教育局長 もう一言クレジット・システムに関しまして、定時制高等学校の教科内容に該当するものを受けたものを単位として考えるということの前提には、やはり新制の中学校の教育を了えた者という基礎的な条件が、多分お考えになつていらっしゃるのだろうと思いますけれども、その点を又御一緒に研究して行きたいと思います。それがちょっと前提になりませんと、問題が外に出て来るかも知れませんから、ちょっとそれだけ申上げておきます。

○第42番(淡路円治郎君) 今いろいろな御注意を頂戴しましたので、この第三

章に書いてありますことは少し修正した方がよさそうにも思われる所以ございますが、この場で修正して頂いても結構ですし、或いは第7特別委員会でもこれを修正いたしました上で、出すことでもよろしいのでございますが……

○第29番(佐野利器君) 只今問題になっておる点ですが、私も大体もう一度御研究を願いたいような気持がいたします。高等学校という制度は大変はつきりした制度ですから、定時制高等学校というものは余程便宜的にできておる制度でありますし、そこに通常の高等学校と相当距離を生じはしないかというような疑問がないでもない。そこに又定時制の定時制のようなものがつくということは、何かますます本来の高等学校との関係がどうなるかという疑問が起るのであります。本来高等学校には様々な制限もあり、厳格な規定もあるのでありますから、それに準じ得るかどうか、はつきり準じさせようとすればそこに無理もできて来る虞れもありますから、そこらの関係もありますから、定時制の又定時制というものは余りルーズに行われるべきものではないと思います。御研究を更に進めて頂きたいと思います。

○委員長(南原繁君) それでは第7特別委員会で特に只今お話になりました問題などを中心に、又文部省の実際に当つておるものとの連関の上で十分その点を更に御研究を願いまして、本会議としましてはこの次に決定を願うことになつましょか。淡路委員、それでよろしうござりますか。

- 第42番(淡路委員) 結構です。
- 委員長(南原繁君) それではさように取計ってよろしうござりますか……。それではさように決定いたします。

第55回総会においては、(1)技能連携制度化の条件、(2)技能連携制度化による6・3・3・4学校制度への影響をめぐり、質疑が行なわれた。前者について務台委員は、第一次案の趣旨を原則的には賛成しながらも、しかしそれと同時に、(1)高等学校制度と技能者養成制度をつなぐクレジットを、如何なる価値尺度で計るのか、(2)その価値尺度を高等学校の教育とするならば、技能者養成制度は即高等学校になるのではないかの疑問を表明した。この疑問に対し、淡路委員は(1)その価値尺度が高等学校教育にあること、(2)クレジットが技能者養成制度下の一部の教育に適用されるので、技能者養成制度がトータルに高等学校とはなり得ないと答弁した。かかる答弁に対し、日高等学校教育局長は、文部省の考え方として、技能者養成制度下の教育が高等学校のそれと同等と評価されるためには、それが実質的に高等学校教育と同等で、且つ高等学校と認定されなければならないことを表明した。淡路委員の「単位制クレジット・システムという点で両方(技能者養成と高等学校のこと、引用者注)が相通ずることができてコネクションができる、何年か先には全部が定時制高等学校になるように御誘いを願いたいものだというふうに考える」の説明は、一見、技能連携制度化に関する第一次案の考え方と文部省のそれとの並行線を交叉させるものであるかのように見える。しかし、淡路委員の第一答弁及び日高等学校教育局長の発言は、なお両

者の間に「認定」をめぐり合意のなかったことを示している。又淡路委員の第二答弁に対し、佐野委員は技能連携制度化案が高等学校を全日制高等学校→定時制高等学校→技能者養成の三層構造に定着させることになるのではないかと危惧の念を表明した。つまり、彼によれば6・3・3・4学校制度に準用規定を拡大することは、この単線型学校制度の理念に反するのではないかと云うのである。この疑問の表明は、これまでの審議において漠然と意識されながらも明確に表明されることのなかった問題提起であった。第一次案は、その結果、再度、この側面からの検討を余儀なくされることになった。

かかる事態において、第7特別委員会第15回委員会は、第一次案及び淡路修正案を手懸け再度審議を開始する。淡路修正案の骨子は第一次案の「定時制高等学校の基準に合う合わんに拘らず、それぞれの単位の内容が定時制高等学校として認めて貰いたい。」の考え方を、「定時制高等学校の実質を備えた場合だけに認めて貰いたい」に修正したものである。<sup>83)</sup>かかる修正案は第一次案の趣旨に反するものであり、委員の間に異論を惹起し、その結果、淡路修正案は行論で考察する通り、徹回された。かくして、第15回委員会は第一次案の一部修正という形での第二次案を作成することになる。

ところで、この第二次案作成過程において、技能連携問題はどのように審議されたであろうか。この疑問を究明する前に、まず最初に第二次案の内容を明らかにしておきたい。前掲表III-6の⑥欄の通り、第二次案では、(1)羽溪、関口両委員の発言により、第一次案の「定時制高等学校に入学し得ない」の部分が

削除、(2)戸田委員の発言により、第一次案の「6・3・3制外」の部分が削除、(3)川本、鮎沢、戸田委員の発言により、第一次案の但し書きが「右の場合、教育の機会均等の趣旨に基き、高等学校更に大学へ進みうるため、単位制クレジットを与える措置を講ずること。」に修正された。かかる第一次案の修正過程における審議内容を示せば、以下の通りである。

84)

○主査(関口泰君) そうしますと、これだと大体看板は変つておるけれども、実質は定時制高等学校なんだというようなお考えなんどござりますけれども、私達初めの時は、技能者養成とかいろいろな名前で定時制高等学校の内容を持たないものであっても、その中の或る部分の例えは、技術的とか産業方面の人々にクレジットを与える、そうして定時制の方なり、大学への途が開けることによって、これを引きつけるのだというようにここ議はそこから始まつたんじゃないでしょうか。

○淡路委員 そこの最初の趣旨、定時制高等学校の基準に合う合わんに拘らず、それぞれの単位の内容が定時制高等学校に合うような基準であれば、定時制高等学校として認めて貰いたい。それで突っ張るか、それともこういったような定時制高等学校の実質を備えた場合だけに認めて貰いたいというように譲歩するか。

○主査(関口泰君) 内容があればそれを認める、認めないような問題にならんわけですね。

○淡路委員 これでは恐らく問題があるの

じゃないかしらんと思います。

○戸田委員 教科内容はどうですか……。  
○主査(関口泰君) 一番初めに鮎沢さんのお話のときにクレジットのことの問題が出たわけでございますね。  
○淡路委員 技能者養成の方の細かいのを持っておりませんけれども、大体労働問題及び社会問題に関するのが4単位です。体育が2単位、鑄物関係だと30単位、関係学科、その外に実技が入つてある。だから1年に36単位ぐらいずつ、金属工業の場合は18単位ぐらい取つております。技能者養成に関する限りは実質的に定時制高等学校とそう抵触する所はないのです。問題はその外の見習工の教習所とか或いは労働学校というような所では、恐らく学科数、単位の数が少いだろうし、期間も短かいだろうし、恐らく半年、1年多いの程度のものが多かろうと思うのです。

○主査(関口泰君) これは文部省で6・3・3制をちゃんとしたものを持てる、そうするとそれに対して労働省側で労働者教育についてはその型に嵌り込まないものが事実上できて来て、それが多数の労働者教育に關係しておるそれを文部省の今までのように、文部省と労働省とで背中合せのように別々になつては困るから、6・3・3制の方へ引張つて来る綱が必要だという所もあったんじゃないでしょうか。

○淡路委員 そうです。

○主査(関口泰君) ですから余り細かくこれらの教育機関が6・3・3制の定時制の高等学校の基準に合わなくちゃなら

んということを喧しく言うと又あっちを向いてしまう。事実上は多数の労働者の教育というものが定時制の高等学校の中に入つて来なくなつてしまつといふことになる虞があるのじゃないでしょうか。その点私余り詳しく知らないのですが、その点が差支なければいいのですが…。

○淡路委員 その通りです。それで、この特別委員会としては元の案の通りで、尙十分討議研究を重ねて頂いて今日の総会に掛けて頂きますか。それとも第三のように新らしい修正案のように多少条件を附して認めて貰うか、どういうふうに持つて行きますか、その所を……。

○戸田委員 組合学校とか労働協約によつてできた学校はクレジットを認めるということを必要とするのですか。それがなかつたらどういう欠損ですか。

○淡路委員 それは二つの面があると思う。一つは教育刷新委員会では6・3・3制を勤労労働者の層にまで普及拡充して行こうといふうなお考で定時制高等学校という制度をお設けになったと思う。ところがその基準に合わないものは定時制高等学校として認めない、非常に窮屈に出られますと、恐らく定時制高等学校を利用する労働者の率は当局が予想されておるだけのものにはなかなか達しない。定時制高等学校それ自身が恐らく従来の公立青年学校が変つたようなものは成立つと思いますけれども、私立の青年学校というものは恐らく止めてしまうというものが相当あると思う。それをなんとか定時制高等学校へ今直ぐにはなれなくとも将来引張つて行く手を打つておいたらど

うか、それが一つ、それからもう一つは仮に定時制高等学校は定時制高等学校で厳守しておる、それ以外のものは各種学校として勝手にしろというようなふうで行くと、現在の実情では各工場事業場の財政の状態、それから労働組合の教養の水準が、まだまだ低いということの両方から、労働教育とか或いは技術教育のようなものは実際増産の必要上やらなければならんのですから、技能者養成とか見習工教習所とか労働学校のようなものはやるでしょうけれども、定時制高等学校には事実くいついて来ないだろう。それから同時に仮に定時制高等学校へ通いたいというものが出て来ても、外の学校へ行く者と、家の所で教育を受ける者とごたごたして、場合によれば、同じ一つの工場事業場の中で、定時制高等学校と技能者養成と二本立になつたような混雑が又出て来る。この際実質的の定時制高等学校の内容を持ったような教育をやっておれば、そういう所は定時制高等学校として認めるといふうな途を開いて頂ければ、両方歩み寄るのじゃないかと思う。

○戸田委員 内容が大体同じようなものになるように、経営本体の方でも段々そつちの方へ来るということにして、それを定時制高等学校にするということは結構なことだと思いますが、元来定時制高等学校を置いた趣旨にも合うが、労働組合の連中の一部分の人の意見を聞くと、労働者教育というものは事業主にやって貰わなくてもいい、我々労働者教育は労働組合の手でやるということを言うのですが、そういうことを聞いたことがあります。

- 淡路委員 それは第四にも謳ってございますが、据膳を食わせないで、成るべく労働組合の自発性を尊重する……。
- 戸田委員 なんでもかんでもできるだけこれに近いようなものというようなことをこじつけてやるということは、結局学校体系を崩すことにならないか。私は定時制高等学校というものを置いた趣旨は、ここにいらっしゃる皆さんは大体の方の委員だった。あのときは働いている者に対して学校教育をやって行くと、学校教育だからどうしてもある程度のスクーリングを必要とする。技術教育を必要とする、そういう意味において或る程度学校教育をやる。そのスクーリングという意味はつまり普通教育と技術教育です。そういう意味のスクーリングをやる、その線に沿って来れば、私はいいと思う。その線に沿った学校であれば、技術者養成と言おうと何と言おうと構わない。
- 主査(関口泰君) 6・3・3制の定時制のときは義務教育であるのだ、それだから義務教育にしなくちゃいかんということで、義務教育になれば、それを無理にでも引張って来られる力があるけれども、今の義務教育でないから、片っ方で基準を喧しく言い、或いは事実においては教育される方の側が労働者が一番多いので、その両方がちぐはぐで方向が違つては困る。これに結びつける方法をなんとか考えなくちゃならん。
- 戸田委員 例えは、大体の普通教育と技術教育と両面あるが、その面が定時制高等学校で言われている最低限ぐらいは何か満足できておるということになれば、

私はそれで結構じゃないかと思う。併しその最低限の線にも達しないようだからそれでも何とかこれをしようということは、それは一体最低限というものは何のために決めたか……。

○主査(関口泰君) これは初めは定時制高等学校にするという意味ではなかった。

○淡路委員 修正案もその通りです。或る一定の単位が内容においてコース・オプ・スタディに大体相当したもので、時間数もそれ以上超しておる、相当の教育も有資格者である、そうして或る一定の期間継続して教育をする、そういう場合にはその単位についてだけクレジットを認めてやりたい、これが謳つてあるわけであります。そのものを定時制高等学校として認めて貰うというのじゃない。

○戸田委員 単位として認める……それがわからない。

○淡路委員 これは日本で専門学校の教育を受けた人がアメリカの大学に入る、日本の専門学校から学業成績表を送つてやる。そうすると向うで、日本の専門学校で大体何と何と終了しておるから、こちらの大体ハイスクールにしようというあれと同じような制度を開いてやって貰うわけには行かないか……。

○戸田委員 日本の大学でそういう単位を何単位取つておるから、これは定時制高等学校卒業した者、或いは高等学校卒業した者と同じに認めるという形を取るのですか。進学の場合を考えてアメリカの場合は特別の場合なんです。日本の場合は最もゼネラルの場合だ。

- 淡路委員 その場合はこういうような形で行けば定時制高等学校の85単位を全部取るわけに行かない。精々4~5じゅ単位ぐらい取るに止まる。そうすれば残りは定時制の高等学校に通って足りない学科は履修しなければならん、その場合に定時制高等学校に入れる資格を認めてやって貰いたい。
- 戸田委員 それならばいい。それならば賛成だ。
- 淡路委員 単位別に認めてやって貰いたいというのです。
- 主査(関口泰君) そのためには前の案でいいのじゃないかと思うのだけれども……。
- 羽溪委員 高等学校、大学に進みうる途をひらくこと、こうなつておるから、戸田委員のような誤解が出て來るので、高等学校及び更に進んで大学というような段を切るといい。
- 戸田委員 大学に行こうという場合は、技能者養成所で履修したものと何単位か貰ってその外に今度は定時制高等学校のどこかに持つて行って足りないものを履修して定時制高等学校を卒業して大学に行く。
- 主査(関口泰君) 大体稀にあるのかかもしれない。大学へいきなり進む者がある。
- 戸田委員 通信教育でやってもいいからね。
- 太田高等教育課長 学校教育法で決められている学校でないと各種学校になる。ここにある技能者養成所、見習教習所、労働組合学校、これは学校教育では各種

学校に当ると思う。各種学校にクレジットを与えると、それは結局大学についても同じことを考えなければならんと思いますので、学校形体を壊すことになりますので、私共定時制の課程につきましては、非常に勤労青年の勉強し易いような学校設置についても、極く簡単にできるようなことを考えておりますので、定時制の課程の高等学校にして貰うことが、これを解決するのに一番都合がいいのじやないか、新制高等学校だけでなしに、各種学校についてクレジットを認めることになると大学についても同じことになり、学校形体を壊すことにならないかと思います。

○主査(関口泰君) 私は先から文部省が規則の方を大事にして、本当の教育を受ける人の側の立場に立つてない感じが非常にある。殊に労働者教育の場合にひどいのじゃないか。それで規則は立派にきておるけれども、実際の教育は立派にできないという虞れがあるのじゃないかというので、こういうような途も開いたらどうかという皆さんの御意見に同感したのですが、その点はどうなんでしょうか。

○太田高等教育課長 定時制の課程は、各工場で単独で高等学校の設置に合わないのはどこか県立なり私立の定時制の立派な学校があれば、その分校になって一緒になって設置基準に合えば、高等学校に認可することになっております。そして、これは定時制の課程では全部の勤労青年が学校を卒業することを必要としないので、自分で職場で必要な学科を修め

て学校をやめていい。ですから、定時制の課程と技能者養成の課程とをうまく組合して、高等学校の単位になる学科と高等学校の単位にはならんが、職業人として必要な技術を教わる、それは但し高等学校の単位だ。そういうものをうまく組合して作れば、定時制の課程で技能者養成の目的も達せられるのじゃないかと思います。

○主査(関口泰君) 工場の実情はどうでしょうか。

○淡路委員 これまでの私立青年学校の中で定時制高等学校に切替えられるのはどれくらいあるとお見込みでしょうか。

○太田高等教育課長 これは私立青年学校の方からまだ報告がありませんので、詳しくわかりませんが、大きい会社におきましては大体定時制高等学校に転換したいという希望を持っております。

○淡路委員 恐らく私立の工場青年学校などで定時制高等学校に今なろうとしておる所では、私の調べた三百数会社では5. %前後ぐらいです。あとは止めるか切替えて行くか、切替えて行くならば、簡単な教習所ぐらいの程度のものにしてしまおうというので、日本の労働者の教育の水準がうんと下がるということが予想できる。それだけに何かこういったような途を開けば毎年水準を上げて行くことができる……。

○川本委員 技能者養成所とか見習工教習所とかは各種学校になるということであったが、もしも設備が文部省にそういう設立認可等を言って来なかつた場合は、監督はどういうことになるのですか。

○太田高等教育課長 それは多分地方教育委員会ができれば、委員会が認可することになります。……(中略)……私どもとしては定時制の高等学校になって貰つた方が、いろいろな点から言っていいのじゃないかと思います。

○主査(関口泰君) 私の理解する所は、各種学校ができるというのは、どうも学校教育法の中に一つ一つに決められない教育の部門ができ、実際の教育の部分ができる。それを各種学校というので、どうしても今の川本さんのおっしゃるように、文部省の監督が及ばないところの教育施設ができて行くんじゃないでしょうか。

○淡路委員 殊に労働者の教育は、各種学校によるものが大部分を占めるようにならないか。これを6・3・3制の機構に合わんからと言って追払われてしまったのでは、6・3・3制の教育それ自身も定時制高等学校に関しては普及していくのじゃないかと思う。

○戸田委員 定時制高等学校は学年制ですか。単位制ですか。

○有賀委員 単位制です。

○戸田委員 学年はどうでもいいのですか。

○有賀委員 延長しても縮めてもいいわけです。

○戸田委員 学年も大体決めてある……。

○有賀委員 大体は決まってありますが、延長してもいい。

○主査(関口泰君) 先は3年ないし5年というのに限られたけれども余り限らないことになったのじゃないでしょうか。

○太田高等教育課長 定時制につきまして

は卒業するのに5年ぐらい掛かる。

- 戸田委員 単位を85単位か幾らでもいいが、ある一定の単位を何年間に修了すればそれでいいということですか。年限は構わないのですか。
- 太田高等教育課長 年限は構わない。
- 戸田委員 それだと極めて簡単だ。学校体系をそれでやりたければ、技能者養成所というものを一つの定時制高等学校の一部分にすればいい。
- 主査（関口泰君） 高等教育課長がそういうけれども、そうできない部分があるというのじやないでしょうか。
- 戸田委員 できない所がありますかね。
- 淡路委員 それは定時制高等学校のはみ出すような課程も多分に入る。
- 戸田委員 はみ出す課程がいくらあってもそれはいい。
- 淡路委員 定時制高等学校の形でやればいいじゃないかという所に問題がある。
- 戸田委員 技能者養成の形でいい。そこで養成される学校部門の中の一部分がこれはどこかの定時制高等学校の一部分である、これでいい。
- 主査（関口泰君） それは文部省の方で認める。
- 太田高等教育課長 高等学校に認可されてしまうなければ駄目です。
- 淡路委員 技能者養成所が高等学校として認められておらなければ駄目だ。
- 太田高等教育課長 高等学校の単位以外の授業をやってもいい。
- 川本委員 名称は……。
- 太田高等教育課長 高等学校という名前を下に冠する。工業高等学校という名称

を冠することになる。

- 淡路委員 この点については労働省と文部省が全然話がしてない。両方で話合をして頂ければ、又妥協点も発見できるかと思う。ここではそう細かな所まで謳わなくても、根本の方針だけ謳っておけばいいと思う。ただ文部省、労働省の話合ということになって法理論とか何とかいうもので両方が再突合って喧嘩別れになるから、やはり教育刷新委員会あたりで調停して、こういう所で落着させないと戦争中の青年学校と技能者養成所と何回両方話合ったかわからないけれども話合がつかないでいる。
- 戸田委員 労働省でも事教育に関することだったら、それを計画するときには文部省に相談するのは常識じゃないでしょうか。
- 剣木学校教育局次長 新らしい学校教育法の建前から言うと、やはり新制高等学校は高等学校であり、小学校は小学校、各種学校を小学校とみなすということは考えていないと思うのでございます。従って、いろいろな各種学校があった場合にそれを高等学校とみなすとか、みなすという制度は一応根本的に廃止になつたものというふうに考えますと、その技能者養成の学校にクレジットを与える、高等学校に相当するクレジットを与えるということは、その場合においてはやはり学校を高等学校とみなす或いはそのものを卒業した者は高等学校以上のクレジットを取つたものとみなすというような規定が必要になって来る、そのこと自体が学校教育法の精神に反するということが

考えられるのでございます。……(中略)  
……学校教育法の建前から言えば、私は  
あくまでみなすという制度は止めて行き  
たい。又止めるというのがそもそもの  
○ 3・3・4 の根本精神ではなかったか  
と思うのでございます。

この技能者養成の問題でも強いて申し  
ますれば、他の法律を以てそういうこと  
を規定すればできないことはないと一応  
考えられるのでございますけれども、そ  
のことは実は他の法律を以て学校教育法  
の精神を一々否定して行く、変更して行  
くということは私としては堪えられない  
気がするのでございます。そういう意味  
において高等教育課長が申しましたよう  
に、できるだけ技能者養成の学校であつ  
ても、定時制高等学校を考えれば、それ  
がいつでも定時制高等学校になり得る問  
題だと思いますし、もしそれが根本的に  
なり得ないものありましたら、それを  
高等学校とみなすということはあり得な  
いじゃないか、やはりみなす以上は、高  
等学校と同等以上の教育をしておるとい  
う実質があつてこそみなされるのであり  
まして、新制高等学校になり得ないもの  
であったならば、それをみなすというこ  
とも無理じゃないか、それにクレジット  
を与えることも無理じゃないかというふ  
うに私は考るるのでございます。

- 主査(関口泰君) 技能者養成所を学校  
と認めるとかみなすということは含んで  
いないのじゃないか。
- 淡路委員 含んでおりません。
- 主査(関口泰君) みなさなければ単位  
は問題にならんというわけですか。

- 剣木学校教育局次長 それらの関係なし  
にこれを高等学校のクレジットと同等だ  
というふうに考えられませんので、やは  
り同等以上とかなんとか認定することに  
しなければいかん。
- 鮎沢委員 大層細かな技術的な話になり  
ましたが、この単位は主観的に決めるの  
じゃなくして、客観的に誰が見てもわか  
る基準というものがおのずからあるわけ  
です。数学にしても歴史にしても何にし  
てもこれこれのサブゼクトでこれこれの  
時間を教えて内容もずっとあげることも  
できる、そして何時間の課題である、  
そして科学の方では実験を何時間とい  
うようなこともやる。それから更に試験  
をパスするとかしないとかいったような  
ことから単位が決まって全国的にどの学  
校であろうが、どこであろうが、それだ  
けの一定の基準に入ると、それでクレジ  
ットを与える、そうするとみなすのでも  
何にもなくて、そういう基準に嵌ってい  
るからそれにいろいろな段階がある。ア  
メリカの場合だったら、ハイスクールと  
かカレッジの場合、そこが他のカレッジ、  
ハイスクールから認められるためには大  
体そんなことをやっているというような  
わけで、恐らく、こちらでも単位制クレ  
ジットというときにはそういうことができる  
だろと思いますから、みなすとい  
うことがそういう問題でなくなるのじゃ  
ないかという感じがいたします。
- 主査(関口泰君) 学校でないけれども、  
クレジットを与えるということがわれわ  
れ素人の考では必要だと思うけれども、  
学校でないものにクレジットを与えるわ

けに行かないというのが文部省の意見なんでしょうね。

○戸田委員 そこはもう少し緩和して考えてもいいじゃないでしょうか。実質的に労働者教育はうまく行くはどうするのか一番うまく行くかということを考えたらいい。

○主査（関口泰君） そういう問題からここに入ったわけだ。

○戸田委員 単位制であるならば、技能者養成所というような名前は何と言をうとも、とにかく定時制高等学校と同様な課程に関する限りはそれだけの単位を履修した者と定時制高等学校の卒業生と同じように取扱ってくれることができればいいのであってそうやるためにそれをどこか定時制高等学校の分校とするか、或いはもしもぐりを止めるならば、全国的に一つの何とか工場定時制高等学校というものを拵えて行って何百分校でもいい、全部がその分校ということで……。

○淡路委員 学校基準の方の立場を厳密に考えられすぎると、却ってそういったようなもぐりができる虞れがある。各種学校もいろいろな程度のものがありますし、インチキなものもある。併し中には学校にも劣らないような教育をやっておる所もありますから、やはりそういうのを捨てい上げて、そして遂次定時制高等学校へ進展させて行くような途を開いておいてやる方がいいのじゃないかと思う。この特別委員会としては、この前出した案のように、単位制の定時制クレジットを与えるような途を与えて貰いたいというような根本のものを謳って、あとは突っ

張って行くのがいいか。或いは若干こういうような条件を付して、この程度ならば両省が歩み寄るという所が適當と思われる常識的な標準を示しておくのがいいか。どっちがいいかという問題だと思う。

○主査（関口泰君） 私は修正案だと、定時制の学校になるということなんで、これではこここの趣意と少し違う。或いは詳しい所へ入りすぎておるのじゃないかといいうような気がするのですがそんなことはないでしょうか。

○淡路委員 その嫌いはあるかも知れない。

○主査（関口泰君） 前のだと、どこか羽溪さんのような御意見で高等学校及び更に大学というようなことにも入れるか、これを残して何とか変える方法はないでしょうか。この間の総会ではどういうふうに変えればいいというのでしたか。

○淡路委員 結局修正案のような意見だったのです。いろいろな条件がついたわけです。それでも尙且佐野委員の御発言では、定時制の定時制だ、6・3・3制の基準を乱すことになるから考え方直してくれとおっしゃる方もある。

○剣木次長 学校教育法として6・3・3・4という一つの系統的な学校の建前にいたしました本節からいようと、段々そういうものから教育の形体が壊れて行く。クレジットの問題が伴わなければ、いかなる制度ができても差支えない。学校形体としてはできるだけ刷新委員会での精神もそうじゃなかったかと思いますが、私どもはその線に沿って行くべきではないかと考えております。労働者の教育だけにつきましてクレジットの問題を考え

るわけに行かないのじゃないかというふうに考えております。

○淡路委員 学校教育の体制が崩れるというふうな考え方があるのかと思う。一体クレジットは何の役に立つかということです。社会的には余り役に立たないのであります、これが高等学校更に大学に進むという場合に、クレジットが役に立つのでありますから各種学校でも、その他の施設でも一定の基準を設けて、その基準に合っておらないかという点は厳密に御判定なさる必要はあると思いますけれども、大体定時制の高等学校で実質的に同じような教育をやっているような場合には、その単位についてはクレジットを与えて、更にそれを本格的な高等学校、大学の教育の中に捨上げ、本格的な教育を授けて行けるように誘導して行くのが文部省としても正しい態度じゃないかと私は思います。

○剣木次長 実質的にクレジットを与えるべきものはクレジットとして認めればいいじゃないかということは同感であります、そのことは同時に実質的に同じ単位をクレジットを与えるべき単位になつておるならば、なぜ高等学校になれないかという問題です。そういうことは全然新制高等学校は阻害しておるわけじゃないのですから、そういうものこそ、定時制高等学校になれないという理論が立たないのではないか。実質的にクレジットを与えるべき単位があるならば、何もそれを定時制高等学校にしないという必要はないのではないか。

○淡路委員 その点は総会でも御説明した

のですが、技能者養成に関する限りで申しますと、技能者養成は労働基準法に基づいて労働組合或いは労働者が一定の技能の修得を必要とする場合には、そういう職種に就くには、労働契約の中に謳われば、事業主がみずからの負担において、その教育を負担しなければいかんという責任を負うわけです。自然どうしてもそういう責任を負わせて教育を実施さして行こうとする場合には、労働者なり或いは労働組合としては技能者養成という形をとらないと、定時制高等学校といつても義務制でも何でもないのであるから、これを事業主側に強制するというわけに行かないわけです。ですから技能者養成に関する問題はどうしても技能者養成所というふうな恰好で持つて行かんと、教育はなかなか普及しかねるのじゃないかしらんとみておるわけです。ですから問題は看板の問題であります、定時制高等学校の内容があれば定時制高等学校になればいいじゃないかというような簡単にも言い切れないものがある。むしろ技能者養成の規定の方も緩和して貰つて定時制高等学校の内容を備え、定時制高等学校の看板でよろしいというふうに、事業主と労働組合の間で協定できた場合は定時制高等学校をやってもいいが、併し事業主側がなかなか首を振らないときは技能者養成所を組合側から事業主側に強要してやらせる。そうするとその場合は逆に文部省から歩み寄つて頂いて定時制高等学校の内容を持っている技能者養成に対しても定時制高等学校と同等と認める、或いは単位については定時制高等学校の

単位と同等の単位を履修したものと認め  
る、単位別に規格に合った範囲でいいか  
らクレジットを与えて貰いたいというの  
が希望であります。

○剣木次長 労働者側で話合でそういうこ  
とができるものありましたら、その労  
働者の希望されないものにクレジットを  
与える必要がないと思う。クレジットが  
欲しいと思うならば、定時制高等学校と  
いうことに希望するに違いないから、そ  
ういう話をしたらいい。

○主査(関口泰君) 文部省のお話も大体  
御意見もよくわかったのですから、ここ  
の委員会としてはどっちにしようかを決  
めたらいいじゃないでしょうか。文部省  
でそれはできないとおっしゃっても別に  
こういう希望を述べるということはいい  
じゃないでしょうか。

○羽溪委員 こういう考え方を出したのは、  
今までの労働教育というものがいわゆる  
労働教育、技術教育ということに偏し過  
ぎて、一般の純粹の教育問題を全然無視  
するという弊害を認めて、どうしても今  
までのような労働教育ではいかんとい  
所からこういう案が出た。もう一つは教  
育の機会均等というような立場からこう  
いうような考が出た。他方において文部  
当局の言われるような6・3・3・4の  
学校形態をあくまで厳守するということ  
になって来ると、そこに故障が起つて來  
る。どっちも重大な問題だ。

○戸田委員 むずかしいことはないのです。  
淡路君の説明と剣木君の説明と両方聞い  
て、両方の言い分があるよう思つたけれども、何でもないことじゃないか。……

(中略)……技能者養成所という看板を  
掛けた養成所は、それは労働行政によつ  
て義務制においてやる。併し、その看板  
の外に何とか学校という定時制高等学校  
という看板を掛けた所で、その看板を掛  
けることにおいてそう大して負担はある  
わけじゃない。だからその看板をかける  
ことがいけないというならば厭だとい  
ふことを労働組合の方も事業主の方も言え  
ない。掛けて差支ない。そのために非常  
な負担があるならば、それは何々学校の  
分校としておけば沢山だ。そうすれば負  
担になる部分だけは本校の方でやってく  
れる、負担にならん部分だけをこっちで  
やる。

○淡路委員 文部、労働両省一体でそ  
ういう点を管理してやって下さればいい、看  
板の問題は二枚看板かけてもいい。

○戸田委員 技能者養成所はその単位で行  
くと、労働省の所管に属する。併しながらそれを一つの学校系統のクレジットの  
中に入るということになると、学校系統  
側の方に労働省が歩み寄らなければ具合  
が悪い。

○主査(関口泰君) 単位制クレジットを  
やるのはむろん文部省側になるから、そ  
れの実際のやり方は労働省と文部省のこ  
れからの問題に残るかも知れないけれども、  
こことしては両省が協力してやってくれ  
といふことも書いてあるし、単位制  
クレジットということだけは書いてある  
のだから、そのやり方についての詳か  
いことはここで言ってないのでこれでよ  
くはないか。これだと問題が残つていけ  
ないかね。

- 淡路委員 技能者養成所でおくと、労働条件が緩和される。例えば、賃金なんかも養成期間中少く払ってよろしいとか、労働時間も守らなくてもよろしいという条件が緩和される、もし定時制高等学校に行くと、条件の緩和がないために、今考えているような盛沢山な教育はなかなかやれなくなる。
- 戸田委員 それは外の学校に委託したらいい、それでできることならばそうやってやることの方が職工に都合がいい。
- 主査(関口泰君) 実施の方法はいろいろな方法が考えられる。
- 淡路委員 いろいろ妥協の途はある。
- 羽溪委員 これでいいじゃないか……。
- 鮎沢委員 大体御議論がお済みのようあります、多くの事業場は当分まだ赤字が続くし、又労働組合もスタートして日が浅くて思想的にある傾向を辿っているですから、なかなか御膳を据えてもその通り行かないことがあると思う。ですから今ここに技術的なことを規定するよりは大方針を定めておいて、ここ暫く経ちますと、労働組合も教育という面にもっともっと注意を払うようになるであろう、事業の方も改善されて行ってこういう教育の行けるようになるであろう。そのときの方針を決めて頂いて、細かなことはそのときに又更に当事者等も加つていろいろ意見を聞くというような余裕を拵えておいた方が、今細かな所を苦労して拵えても実は直ぐは適用はならないのじゃないかということを恐れるのです。今のクレジットなどは是非その途を開いて置いて頂いて、今はやれないけれども来年はやるとか、これだけのことはやつて行く、今度は東京の方の学校に入れるというようなことの制度は早速始めて頂きたいと思います。
- 主査(関口泰君) 問題はこれをやると、定時制高等学校が崩れるということがあるのかないのかということです。
- 淡路委員 無制限に単位制クレジットを認めたらこれは崩れるという恐れがある。例えば、そういうインチキな各種学校に対しては、名目だけある学科を教えておるから、その学科に対して単位を認めるということはいかん。クレジットを与えるからには単位の内容なり、実施の状況なり、場合によれば検定をやって行くのもいい。いろいろな方法で教育的な水準がある程度以上のものでなければ与えて頂いては困ると思いますし、そういう条件にはここでは触れておらないから……。
- 主査(関口泰君) 文部省の方では技能者養成所というようなものを定時制高等学校とみなすということだとお困りになるだろうと思いますけれども、今のような意味の単位制クレジットならば崩れるということにはならないでしょうか。
- 太田高等教育課長 クレジットはこのままで行くと何のクレジットかわからなくなってしまう。学校の枠に入ってないと、そのクレジットが与えられない。こういうことになりますから……。
- 剣木次長 定時制高等学校と同じ程度のクレジットを与えるべく、実質的にあるものにしかやらないのだという考え方でしたら、それを定時制ということにしても何にも差支ないのじゃないか。

- 羽溪委員 「定時制高等学校に入学し得ない」ということを取ってしまったらどうでしょうか。或は定時制高等学校の看板をかけるかもしれないから、初めの定時制高等学校に入学し得ないという条件を取ってしまって、或いは教育の機会均等の精神に基づくとかということにしたらどうでしょうか。
- 剣木次長 実際今定時制高等学校についてはこういうことを考えておるわけですが、全日制の高等学校あたりに定時制高等学校を併設して、そうしてその先にも戸田先生のおっしゃいましたその周囲にある貧弱な農村なんかに分校を作りましたて姉妹校というようなものを作つて、その姉妹校に当る町村には、定時制高等学校というのはごく僅かな単位しか設備を持たないような場合には、それだけでも定時制高等学校が立つて行きますが、必要においては中央校から先生が参りまして、その希望する者に巡回して教えるといふようなことを考えて、学校の共同形体、ですからこういう技能者養成を中心とする学校においてもごく僅かな単位しかおきませんでも、その附近にある定時制の高等学校のものとタイアップしてやつたら決して普通の定時制高等学校以下のものというようなことは考えられないでございます。そういう非常に幅の広い定時制高等学校の考え方から行くと、そういうものをわざわざ教育の一つの立て方を変えてまでしないでも、その中に集まって立派にやって行けるのじゃないかという気がするし、決して技能者養成の労働者のための教育施設を否定するといふことはございません。
- それから将来の問題ですが、今私立学校としてやる場合に、その点に補助ができるかどうかわかりませんけれども、できたらできるだけ定時制高等学校の教員については相当の部分を国庫補助で持つて行こうというようなことは考えておりますので、一面労働者の方に非常に有利であると同時に、事業主の方から言ってもそれにもし国庫補助でも一般的に出るとなれば喜んでそういう施設をやることになるのじゃないかと思います。
- 主査（関口泰君） 補助は当分出そうもない。
- 剣木次長 私共としては今申されましたように、定時制高等学校に入学し得ないと限定しないで、労働者教育に関してもクレジットを与えるような方向に認めて行くということになりますれば、それはそういう定時制高等学校にもなり得るというような意味を含めての意味でございましたら非常に結構じゃないかと考えております。
- 羽溪委員 非常に融通性のあるものですからこれを取つたら一番穩かになる。
- 主査（関口泰君） いきなり労働者のための技能者養成所と入りますか。
- 戸田委員 6.3.3制と書いたら具合が悪い。
- 淡路委員 今文部省の方でおっしゃった定時制高等学校になった暁にはクレジットを認める、こういうのだと問題はどこまでも残る。ただ技能者養成という看板を外して定時制高等学校の看板にすることになると、労働条件の緩和とい

う問題があるし、又事業主側が教育の責任を負わなければならんという法律的な規定性がなくなるわけです。技能者養成令から外してしまえということになる。これは实际上労働組合側もうんと言わないだろう。

○戸田委員 二枚看板にすればいい。クレジットに関する限りは何々定時制高等学校、それから労働協約の技能の点から技能者養成所……。

○羽溪委員 二枚看板でいい。

○淡路委員 一般の教育に関しては技能者養成規定で教育をやって、クレジットに関してだけ今の6・3・3制の基準に照らして適当に御審査を願うというふうなことでいい。

○鮎沢委員 労働者教育においてはクレジットを認めることにおいて能率的にやれるようにということを何とかうまく工夫して頂いたらいい。

第15回特別委員会における審議は、「学校でないけれどもクレジットを与える」の見解と「学校でないものにクレジットを与えるわけに行かない」のそれとの対立と云う点で、基本的にはこれまでの審議状況と同じであった。しかし、その対立の主体が違ってきたことに留意しなければならない。と言うのは、第一次案の段階では文部省当局の他、教刷委メンバーの間でも、「学校でないけれどもクレジットを与える」ことに異論があったが、この第二次案の段階では教刷委メンバーの間では一定の合意がみられたからである。即ち、教刷委メンバーは学校制度外の教育施設においても、「或る一定の単位が内容においてコ

ース・オブ・スタディに大体相当したもので、時間数もそれ以上越しておる、担当の教員も有資格者である。そして或る一定期間継続して教育をする、そういういたような場合にはその単位についてだけクレジットを認めることで一致した。従って、技能連携制度化をめぐる対立は、教刷委メンバーと文部省当局との対立と言う図式を取ることになった。その反対理由を太田教育課長は、「定時制の課程は、各工場で単独で高等学校の設置に合わないのはどこか県立なり私立の定時制の立派な学校があれば、その分校になって一緒になって設置基準に合えば、高等学校に認可することになっております。」「高等学校という看板になって貰わなければ高等学校のクレジットを与えない」と発言した。又剣木学校教育局次長は「新しい学校教育法の建前から言うと、やはり新制高等学校は高等学校であり、小学校は小学校、各種学校を小学校とみなすということは考えていないと思うのでございます。従って、いろいろな各種学校があった場合に、それを高等学校とみなすか、みなすという制度は一応根本的に廃止になったものというふうに考えますと、その技能者養成の学校にクレジットを与える、高等学校に相当するクレジットを与えるということは、その場合においてやはり学校を高等学校とみなす、或いはそのものを卒業した者は高等学校以上のクレジットを取ったものとみなすというような規定が必要になって来る、そのこと自体が学校教育法の精神に反するということを考えられるのでございます。……(中略)……学校教育法の建前から言えば、私はあくまでみなすという制度を止めて行きたい。又止めるというのがそもそも6・3・3・4の

根本精神ではなかったかと思うのでござります。」と発言した。つまり、文部省当局は技能連携制度化の反対根拠として、(1)定時制高等学校制度がそれを不必要にする程、弾力的な制度であり、且つそのように運用されること、(2)現行の学校教育法体系の下では、それを実施することは法律的に不可能であること、(3)それを実施するために学校教育法を修正することは、学校教育法の根本精神と矛盾することを挙げるのである。

文部省当局のかかる見解に対し、関口主査は「文部省が規則の方を大事にして、本当の教育を受ける人の側の立場に立ってない感じが非常にある。」「それで規則は立派にできてるけれども、実際の教育は立派にできないという虞れがあるのじゃないか」、又淡路委員は「殊に労働者の教育は、各種学校によるものが大部分を占めるようにならぬか。これを6・3・3制の機構に合わんからと言って追払われてしまったのでは、6・3・3制の教育それ自身も定時制高等学校に関しては普及しにくいのではないかと思う。」と発言した。文部省と教刷委メンバの見解は、このように第一次案と同様あるいはそれ以上に鋭い対立を惹起する。この間において、羽溪及び戸田委員から「教育の機会均等」の視座に立って、「実質的に労働者教育がうまく行くのはどうするのが一番うまく行くかということを考えたらいい。」の発言もあったが、しかし文部省当局の技能連携制度化絶対反対の前に、より豊かな論議を生むことはなかつた。かかる両見解の対立が何を意味するかについては次節で考察することにし、ここでは差当り両見解の妥協による第二次案の内実だけを吟味しておきたい。教刷委メンバーの妥

協は、関口主査の「文部省のお話も大体御意見もよくわかったのですから、こここの委員会としてはどっちにしょうかを決めたらいいじゃないでしょうか。文部省でそれはできないとおっしゃっても別にこういう希望を述べるということはいいじゃないでしょうか。」の発言にあった。つまり、前掲表III-6の⑥欄は、いわば教刷委の希望表明としてまとめられるのである。一方文部省当局はこの第二次案において、第一次案の「定時制高等学校に入学し得ない」及び「6・3・3制外」の部分が削除されることによって、技能者養成所等の「教育施設」が「定時制高等学校になり得るという意味を含めて」(剣木学校教育局次長の発言)、第二次案に賛成するのである。

その後この第3項建議案は何等の審議も受けず、そのまま採択されることになる。<sup>85)</sup>従って、第13回建議第3項の技能連携制度化の建議は、第二次案が内在していた問題を何等解決することなく建議されたことになる。つまり、それは教刷委の希望的表明と文部省の拡大解釈というひ弱な妥協の故に、例え関口主査が「実際のやり方は労働省と文部省のこれからとの問題に残るかも知れないけれども、こことしては両省が協力してやってくれということも書いてある(第5項のこと、引用者注)」と指摘したとしても、その実効性を期待することはできなかつた。かかる弱点は出来るだけ具体的な問題を避け、「根本方針根本理念と原理原則」だけを決めようとした<sup>86)</sup>第13回建議全体の弱点でもあつた。しかし第13回建議は、このような問題をはらみながらも、見過すことのできない重要な問題を提起しているのである。それは何であろうか。

### 第3節 教育刷新委員会第13回建議と職業高等学校

教刷委第13回建議は、これまでの先行研究において、(1)労働者教育に関する方針を宣言したもの<sup>87)</sup>、(2)学校制度外の教育を含めて「勤労青年教育全体の在り方を言及した」もの<sup>88)</sup>、(3)教育基本法第3条(教育の機会均等)及び第7条(社会教育)の制度化を意図したもの<sup>89)</sup>として、評価されてきた。本節では先行研究のかかる総論的評価を踏えながら、特に職業高等学校制度とのかかわりで、教刷委第13回建議の意義を考察することにする。このためにここではその意義を、(1)第13回建議が及ぼした教育制度改革上の影響、(2)同建議が内在している教育理論及至制度論に分けて考察したい。

まず最初に前者に関する評価であるが、結論的に言えば、少なくとも本論文の対象時期に限定するならば、あまり見るべきものはないかった。例えば、文部・労働両省は上記第13回建議に基づき、昭和23年2月28日に以下のような「労働者教育に関する労働省(労政局)、文部省(社会教育局)了解事項について」(発行第209号)<sup>90)</sup>を通達している。しかし、

1. 労働省(労政局)の所管する労働者に対する教育行政(以下甲とする)と文部省(社会教育局)の所管する労働者に対する教育行政(以下乙とする)とは次のようにその重点を異にする。

目標甲 健全中正な労働組合運動の発展を図り、あわせて合理的且つ迅速な労働関係の調整に資する。

乙 公民教育の一環として社会の一

員たる労働者が健全なる社会人ないし公民として必要とする教養の向上、知識の涵養、人格の陶冶に資する。

- 内容甲 1.労働関係諸法令の普及徹底に関する事項、2.内外にわたる労働組合、団体交渉、労働委員会等労働諸事情に関する公正な情報の提供に関する事項、3.その他労働問題の観点よりする諸問題の紹介及び解説に関する事項。
- 乙 1.一般公民として必要な知識の向上に関する事項、2.科学技術の原理及び応用に関する事項(工場内において行われる技術訓練を除く)、3.情操陶冶に関する事項(芸術、文学、音楽に関する教育、視覚教育等を含む)、4.その他公民としての資質向上に必要な事項。
2. 右のように甲と乙とはその目標及び内容におのづからその重点を異にするが、実際問題として、例えば労働者のレクリエーションの奨励に関する事項の如く両者の間に明確な一線を画すことは困難な場合が多いと思われる所以、両者の持つ機構と機能等を最大限に活用し相互にその短を補い、協力して労働者教育の振興を図ることが必要であり、そのためにはそれぞれの主管局部課において緊密な連絡をとり隨時必要な調整をなすよう努めなければならない。

この通達を第13回建議と比較するならば、それは第13回建議の趣旨にほど遠いもので

あつたと言つても過言ではない。と言うのは、この通達は、(1)労働省労政局と文部省社会教育局との了解であり、労働省と文部省とのそれではなかつたこと、(2)従つて、その了解は労働者教育の中の労働教育及び一般教養教育にとどまり、教刷委の審議において特に問題となつた技術教育については、全く無視されたこと、(3)しかもこの労働教育及び一般教養教育の了解においても、両省の協力よりも分担の明確化にとどまつたこと等を指摘できるからである。ちなみにその原因をあげれば、それは先行研究の指摘するような「官僚の怠慢」<sup>91)</sup>もさることながら、直接的には第13回建議自体にもあつたのである。その詳細は前節において明らかにしてきたところである。その後第13回建議 特に第3項の技能連携制度化については、昭和24年6月11日の教刷審第30回建議において、その性格をいささか異にしながら再度建議された。しかしこの建議も本論文の対象時期において具体化されることはなかつた。<sup>92)</sup> 従つて、第13回建議は占領期日本の教育制度改革過程において、その影響力は極論すれば皆無であったとも言えよう。しかし、このことは第13回建議が内在している教育理論あるいは制度理論の重要性を低めるものではない。

それは何であろうか。その第一は職業教育への問題提起をはらんでいたことである。以下、当時の教育ジャーナリズムにおける関係論文を引用しながら、その問題提起の内実を究明することにする。淡路円治郎氏は、昭和23年に論文「高等学校の職業教育」において、戦後学制改革による高等学校の制度化は、「学問偏重」を結果し、「実業教育に至つては全く不振の状態にある」と認識する。<sup>93)</sup>

そしてかかる認識の下に、「工場事業場に於ける従業員の教育は……(中略)……夫々の必要に応じ、技能者養成所、見習工教習所、組合学校等その他自由な形態において適宜職業教育を実施せしめ、遂次これを職業高等学校化せしめて行く方向に指導すること。これらの教育施設に関しては、政府に於て高等学校設置基準に準じ、一応の規格を設定し、生徒の必修単位に応じ一定のクレジットを与える、6・3制への連接をもたせる措置を講ずること。」<sup>94)</sup>を提言した。つまり、第13回建議の技能連携制度化は、新学制下の職業教育不振を打解するとともに、学校職業教育と学校外職業教育との統合を実現するものとして、その具体化を提言するのである。<sup>95)</sup> 宮原誠一氏は、昭和24年に著書「教育と社会」において、「現在の日本にとっての最高の課題は、生産を復興すること、平和を擁護することの二つである。」とし、このために「生産教育と平和教育とを、下から上までの全学校教育の中核となすべきこと」を提言する。<sup>96)</sup> 彼によれば、戦後学制改革の実態は「教育のことは春の野にきく牧歌のようにのどかに民主主義、文化国家、自由な教育、子供の興味、社会の進歩等々といふ一般的な名詞によって論議されてきた。」<sup>97)</sup>と捉える。彼はかかる批判に立って、「国の状態と必要とをわきまえないという意味においていいかげんな教育」を克服するために、「いま日本の教育の最基本的中核となるべきものは生産のための教育である。」<sup>98)</sup>と言うのである。このために、戦後学制改革をかかる「生産主義教育」の視座から再検討すれば、「生産主義的普通教育」(「生産教育としての普通教育」)の普及と「職業教育体制の確立が強く要望さ

れると言うのである。技能連携制度化の問題は、主として後者において考えられる。宮原氏は高等学校を「下級の技術者養成機関」と捉え、これ等の学校では「教室の教授と現場実習とを交互に課すコオオペラティーヴ・システムが当然採用されてよいであろう。」<sup>99)</sup> 又生産現場の教育施設については、「工場事業場に定時制高等学校を附設することをさかんにし、農村には中学校に併置する定時制高等学校を普及させる。むろんいずれも職業科の定時制高等学校である、」<sup>100)</sup> と提案する。つまり、技能連携制度は、彼にあっては高等学校教育の「教室の授業」と「現場実習」とのコオオペラティーヴ・システムと捉えられ、「生産現場」での教育的営みはすべて定時制職業高等学校に包摂されるべきものと解された。この点は淡路提案と異なる所である。又宮原氏は淡路氏と同様、「職業教育の振興」を意図しながら、その振興が単に職業高等学校教育にとどまらず、「生産主義的普通教育」とのワンセットで構想されていたことも指摘しておかなければならぬ。

菅井準一氏は、昭和24年に論文「新しいタイプの技術教育」で、これまでの技術教育の問題性を、「どうもこれまで小市民層以上から技術者が多く出た。これは在来の学校教育、またひろく社会事情から止むをえないことでもあったが、これがどれだけ日本の技術を近代化し、さらに現代化するのにブレーキになっているかわからなかったのである。彼等は働く大衆の方はほとんど見むきもしない。こうして技術者と技能者との間には深い渦ができてしまったのである。」<sup>101)</sup> と批判する。そして今後に求られる技術教育とは、「自分でひとりだちのできる、そして変革的

組織の中で、創造的な仕事をやりとげることができる、新しいタイプの技術者を働く組織化された大衆の中からつくりだしていく。」<sup>102)</sup> ことにあると認識する。このために、彼は「現在どちらかといえば、道具や機械の奴隸になっている技能者をもう一度訓練し直し、その中から中級技術者や技術幹部をつくりださねばならないが、これを果すためにこそ高校以上の適切な職業教育、技術教育が求められて來るのである。」<sup>103)</sup> と主張する。この「適切な職業教育、技術教育」が如何な制度、内容により、且つどのような方法によって行なわれるべきかについては、彼は何等具体的な提言をしていない。しかし、彼のかかる主張が技能連携制度と密接なかかわりを持つことを伺わせるものである。

石川淳二氏は、昭和25年に論文「産業政策の立場から職業教育にのぞむ」で、今後の「職業教育」の方向を、「産業の生産機構自体が学校教育と関連性をもって教育的であることを要請されると同時に、学校教育が産業の皮相的な知識でなく、科学的に系統的集中的な研究にもとづいて行なわれなければならない。」<sup>104)</sup> と主張する。従って、今後の「職業教育」は学校職業教育と学校外職業教育を統合した教育、つまり、技能連携制度化の必要性を強調する。<sup>105)</sup> 又細野孝一氏も論文「職業教育をこう考える」において、学校職業教育と学校外職業教育との連続性の必要性を、次のように指摘する。即ち、「この3年間（職業高等学校のこと、引用者注。）の教育で職業教育が完成されるものでないし、ほんの糸口というか手びきというか基礎的知識的なABCを教えた程度のものである。」従って、「職業教育もまた終生の問題である。

学校教育はほんの入門にすぎない。実社会自体が最大の職業教育機関である。」<sup>106)</sup>と。石川氏の提言が横のつながりの提言とすれば、細野氏のそれは縦のつながりの提言と云えよう。

海後宗臣氏は、昭和26年に論文「教育における産業」で、「産業と教育についての問題が若しも学校の枠内ばかり閉じこめられているならば、真の意味の振興とはなり得ないであろう。」<sup>107)</sup>と述べ、その理由を「人間を育成する問題を産業の現場までもちこまなければ、生産技術の優れた発展などはこれを期待することができなくなるからである。」<sup>108)</sup>と指摘する。学校教育と生産現場での教育の連続性の主張は、石川・細野氏と同様であるが、しかし、海後氏にあってはこの連続性への必要性は、「産業技術を通して新らしい人間性が育てられることをこそ、問題としてとりあぐべきである。新しい技術による人間性の展開を産業教育の課題の中で改めて見直さねばならない。又民衆の教育はこうした産業の中での新らしい人間性の発見から確然と組立て直されねばならない。」<sup>109)</sup>の主張から明らかのように、人間形成とのかかわりでより意識的に強調されている。<sup>110)</sup>ただ海後氏の論文では、かかるつながりの具体的制度形態として、技能連携制度がどのように評価されうるものであるかについては、何等言及されることとはなかった。

ところで、われわれはこれ等著書・論文から、第13回建議の技能連携制度化提案が、当時の職業教育改革に次のようなきわめて重要な問題を提起していたことに注目する必要がある。即ち、それは(1)新学制下の職業教育の不振の打開、(2)学校職業教育と学校外職業

教育の統合、(3)これまでの技術者養成の欠陥を補った新しい技術者養成、(4)生産技術の習得の人間形成的意味づけの問題を提起したことである。しかし、第13回建議の原理的意義は、かかる職業教育への問題提起にとどまるものではなかった。と言うのは第13回建議の「学校でないけれどもクレジットを与える」、つまり技能連携制度化提案は、学校教育法の体制下において追求された「教育の機会均等」概念あるいは教育制度観とは異質なものを提起しているからである。この異質なものとは何であろうか。この疑問を解明するためには、すでに第一部で考察した学校教育法体制下において追求された「教育の機会均等」概念あるいは教育制度観が、いかなるものであったかを吟味し、そしてそれと比較しなければならない。

われわれはすでに第一部で、学校教育法体制下の高等学校教育への「教育の機会均等」の内実を、(1)6・3・3・4 単線型学校体系の制度化とその実施、(2)高等学校の全日制、定時制の制度及び教科課程の同一化、(3)第二次教科課程改正による普通科、職業科の教科課程上の共通必修単位設定への努力、(4)総合制高校実施への模索等にあると指摘してきた。これ等の展開は、高等学校の制度及び教育内容の整合性の追求によって、高等学校の「教育の機会均等」を保障しようとするものであった。換言すれば、その「教育の機会均等」概念は、学校制度内教育の機会均等であった。かかる「教育の機会均等」概念は、教育基本法の「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。」(第2条)、「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方

公共団体によって奨励されなければならない（第7条第1項）と比較する時、きわめて限定的な概念であった。しかし、教育基本法は「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育」、つまり社会教育の普及を、国民の教育機会の拡大の見地から規定したにもかかわらず、しかしこれ等の社会教育を「教育の機会均等」の視座から、学校教育と如何に関連づけるかについては、何等具体的に規定することはなかった。教刷委第13回建議の「教育の機会均等」概念、「学校でないけれどもクレジットを与える」の狙は、まさにこの課題に答えようとするものであった。そこでは、「教育の機会均等」の保障は、学校教育法体制下にみられる、いわば学校制度内教育の機会均等の追求と、教刷委第13回建議の技能連携制度化案にみられる、いわば学校制度外教育の機会均等の追求のパラドックスによって、はじめて実現するものと捉えられたのである。これまでの戦後日本の教育制度改革研究は、しかし学校制度内教育の機会均等の追求を重視する余り、かかる「教育の機会均等」概念が、昭和23年4月からの高等学校制度実施直前に提起されていたことを見過してきたように思う。その結果、そこでの「教育の機会均等」概念の理解は、一面的なものに過ぎないことになった。と言うのは、行論において考察してきた通り、新学制下の「教育の機会均等」概念は、学校制度内教育の機会均等と学校制度外教育の機会均等の二つの相貌を持っていたからである。

教刷委第13回建議は、かかる「教育の機会均等」概念を提起した結果、その教育制度理論においても学校教育法体制下のそれとは、異質なものを構想する。教刷委第13回建議

第3項の意図は、すでに前節で明らかにした通り、「技能者養成所」等での教育に、「単位制クレジットを与える措置を講ずることによって、これ等学校制度外教育施設で学習する勤労青少年に、「高等学校、更には大学へ進みうる」道を開くことになった。同建議はかかる意図を実現するために、これ等教育施設に高等学校の単位制クレジットの授与条件として、これ等教育施設を高等学校に認定すること、換言すれば機関指定を前提としないことを構想した。つまり、そこでは個々の教育行為それ自体の実質が重視され、その教育行為が学校制度下の教育であるか否かは、余り問題視されなかつたのである。かかる教育制度観は、学校教育法体制下において追求された教育制度観と著しい差異を示す。と言うのは、高等学校制度外の「教育の場」を是認し、しかもその教育に高等学校のクレジットを授与することは、教育制度上、高等学校の多様化を図り、いわゆる「袋小路」を作るかのように見えるからである。文部省が第13回建議に反対したのも、この理由からであった。しかし、建議の教育制度観によれば、「教育の機会均等」を保障する教育制度とは、個々の具体的な教育行為を取捨した、制度的整合性を持ったシステムにあるのではなく、個々の教育行為それ自体の実質を重視するシステムでなければならないと捉えられた。従って、同建議が一見多様な制度あるいは「袋小路」を構想しているかのように見えて、それは個々人の教育プロセスでの多様化であり、個々人の教育ゴールでは单一な制度として、止揚されるのである。この二つの教育制度観の対立は、組織志向による「教育の機会均等」論と、個々の教育行為志向による「教

育の機会均等」論の対立とも言うべきであろう。所与の条件の下での「教育の機会均等」の保障が、勿論この対立の中に実現するものであったことは言うまでもない。しかし、戦後教育制度改革の実施過程はこの対立を発展させるのではなく、学校制度内教育の機会均等あるいは制度的整合性の追求を中心にして展開するのである。そしてその展開過程においては、「教育の機会均等」を保障するためには、個々の教育行為を排除あるいは切捨るという自己矛盾を犯すのである。その結果、戦後教育制度改革は高等学校さらには大学進学率の上昇という形で、「教育の機会均等」の

保障を実現しながら、しかし他方ではこの教育の大衆化の背後で学校間格差を助長し、学校教育の空洞化を拡大させることになったと言っても過言ではない。かかる事態は、前節で考察した通り、教刷委第13回建議が最も危惧したことではなかったのであろうか。

「第三次教育改革」をめぐる一連の教育改革論は、この第13回建議が提起した問題に、どのように答えようとしているのであろうか。この問題に対する真剣な取り組みなしには、現在の職業高等学校問題さらには全学校教育の矛盾も解決し得ないのである。

#### (注)

- 1) 教育刷新委員会第58回総会配布資料。
- 2) 教刷委第13回建議の研究が皆無であると言うつもりはない。例えば、中島太郎；戦後日本教育制度成立史、岩崎学術出版、1970年、pp. 684-685、碓井正久編；社会教育、戦後日本の教育改革第10巻、東大出版、1971年、pp. 75-77、佐々木亨；「教育を受ける権利」と職業訓練、教育学研究第39巻第4号、pp. 314-321、日本近代教育百年史第8巻、pp. 630-634, 694-710をあげることができる。しかし、これ等の研究はいずれも第13回建議を紹介あるいは解説したものにすぎない。
- 3) 徒弟制度について工場法第16条「職工徒弟、職工徒弟タラムトスル者若ハ工業主又ハ法定代理人若ハ工場管理人ハ職工徒弟又ハ職工徒弟タラムトスル者ノ戸籍ニ関シ戸籍吏ニ対シ無償ニテ証明ヲ求ムルコトヲ得」、同第17条「職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ

之ヲ定ム」と規定。これ等条項に基づき、工場法施行令は「第4章徒弟」の第28～第32条に亘り、徒弟の認可条件、認可手続、徒弟の労働内容、地方長官の監督権を規定。

- 4) 国家総動員法第22条「政府ハ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ、学校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇用主ニ対シ国家総動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」と規定。
- 5) 技能者養成制度は、この他、off the job trainingとして、昭和13年の「職業紹介法改正」(法律第61号)により制度化された職業補導所、昭和13年の「機械工養成所官制」(勅令第163号)による機械工養成所等がある。
- 6) 渋谷直蔵；職業訓練法の解説、労働法令協令、昭和33年、pp. 64-65。徒弟制

- 度の技能者養成上の実態的意義は、皆無に近かった。
- 7) 労働行政史刊行会；労働行政史第一巻，労働法令協会，昭和36年，pp. 943-944。
- 8) 昭和14年4月4日の厚生省告示第55号により、技能者養成の養成義務事業として以下の23事業が指定されている。即ち、金属製鍊業、金属圧延業（金属線及金属箔製造業ヲ除ク），鋳冶業、鋳造業、金属熔接業、金属工用・木工用機械器具製造業、採鉱・選鉱・製鍊用機械器具製造業、銃砲・弾丸・水雷及兵器類製造業、原動機製造業、電動機・電気機械器具製造業、電気通信機械器具製造業、化学工業用機械装置製造業、ポンプ・水圧機・気体圧縮機・送風機・弁及コック製造業、ベルト車・歯車・車軸及軸受製造業、造船業、鉄道・軌道車輛製造業、航空機製造業、自動車・自動自転車製造業、起重機製造業、計器・試験検定及学術用器製造業、光学機械器具製造業、医療器機器具及之等の部分品の製造業及修繕事業である。
- 9) 養成期間は3年の他、「養成ニ関スル施設ノ状況其ノ他特別ノ事情ニ依リ養成上別段ノ支障ナキ限り命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ2年迄短縮スルコトヲ得」（第6条第2項）と規定され、1年及び2年のものも認められることになっていた。
- 10) 法令全書。
- 11) 日本科学史学会編；日本科学技術史体系 第10巻，第一法規，1966年，pp. 161-163。
- 12) 隅谷三喜男編；日本職業訓練発展史下巻，日本労働協会，昭和46年，p. 298。
- 13) 同上書，P. 297，その混乱の具体的な内容は、本章第二節でも言及する。
- 14) 労働行政史第一巻，p. 944。
- 15) 労働行政史第一巻，p. 1106。
- 16) 隅谷三喜男編；前掲同書，p. 323。
- 17), 18), 20) 法令全書
- 19) 渋谷直蔵；前掲同書，p. 65。
- 21) 外務省特別資料部編；日本占領及び管理重要文書集第1巻基本篇，東洋経済新報社，昭和24年，pp. 91-108を参照されたい。同対日方針の「第一部究極ノ目的」の(1)日本國ハ完全ニ武装解除セラレ且非軍事化セラルベシ軍國主義者ノ權カト軍國主義ノ影響力ハ日本國ノ政治生活、經濟生活及社會生活ヨリ一掃セラルベシ軍國主義及侵略ノ精神ヲ表示スル制度ハ強力ニ抑圧セラルベシ、及び「第四部經濟」の「二民主主義勢力ノ助長」の「民主主義的基礎ノ上ニ組織セラレタル労働、産業及農業ニ於ケル組織ノ發展ハ之ヲ獎励支持スベシ」は、特に注目される。
- 22) 「五大改革指示」でマッカーサーは「労働の組合化促進……それは労働者の搾取と酷使からの防衛及び生活水準の向上のため有効な発言を許容するが如き權威を賦与するためである。とくに現在行はれている児童労働の悪弊を矯正するに必要な諸施設を講ずること」を指令。（辻清明編；資料戦後20年史第1巻，日本評論社，1967年p. 24）。なお、昭和20年11月1日の米国政府による「日本占領および管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」では、「日本側に対し労働に対する戦時の統制をできるだけ速やかに撤廃し、労働保護立法を復活させようとしている」と指令（有沢・稻葉

- 編；資料戦後20年史第2巻，日本評論社，1967年，p.11。)
- 23) 労務法制審議委員会は官制によらない委員会で、その構成メンバーは官庁側10名、学識経験者7名、事業主側6名、労働者側5名、国会議員6名、計34名となってい。これ等委員の内、教刷委メンバーとなつた委員は、学識経験者としての鮎沢巖一である。同委員会が戦後の労働行政改革に果した役割は、教刷委が戦後の教育制度改革に果したそれと比肩し得るものである。例えば、昭和20年11月14日の「労働組合法案の答申」に基づき、同年12月22日に「労働組合法」が、昭和21年5月30日の「労働関係調整法案の答申」に基づき同年9月27日に「労働関係調整法」が、昭和22年1月20日の「労働基準法草案」に基づき、同年4月7日に「労働基準法」が公布されている。
- 24) 労働保護課は、昭和21年3月13日の「厚生省分課規程改正」により、「新しい労働保護法制定のための基礎資料の収集と基本的条項の研究」のために、労政局の一課として設置された。
- 25) 労働省；労働行政史、労働法令協会、昭和44年(以下、労働行政史といふ。)，p.619。
- 26) 木村力雄；労働基準法における技能者養成規定の制定過程について、調査研究資料No.8、職業訓練大学校、昭和48年、p.2。
- 27) 「労働保護法草案」の内容は、木村力雄；前掲同書、p.4。
- 28) 小委員会構成メンバーは、中立側一末弘巖太郎、鮎沢巖、桂泉、北岡寿逸、使用者側一桜田武、篠原三千郎、足立正、岡田完二郎、労働者側一荒畠勝三、松岡駒吉、志賀義雄、赤松常子である。
- 29) 「労働基準法草案」の内容は、木村力雄；前掲同書、p.5。
- 30) 答申の全文は、労働行政史、pp.678-701を参照されたい。
- 31) 木村力雄；前掲同書、pp.5-9を参照されたい。
- 32) 法律公布までの詳細は労働行政史、pp.702-716。
- 33) 法令全書。
- 34) 施行期日については、労働基準法第122条により、政令に委任することが規定される。
- 35) 法令全書。
- 36) 昭和22年8月31日の労働省設置法(法律第97号)により、同年9月1日に労働省が新に設置。組織機構として大臣官房の外、労政局、労働基準局、婦人少年局、職業安定局、労働統計調査局の5局が設置。初代労働大臣に米塙満亮が就任。
- 37) 法令全書。指定技能と養成期間は、以下の通りである。理科学機械工(3年)、精密機械工(4年)、電気機械組立工(3年)、鑄物工(3年)、鍛工(3年)、刻版工(4年)、精密印刷工(4年)、鍍金工(3年)、カットグラス工(3年)、レンズ研磨工(4年)、陶工(3年)、漆工(4年)、竹藤細工職(3年)、手捺染職(3年)、手織工(4年)。
- 38) 法令全書。
- 39) 教習事項が告示された12職種とは、鋸金師、彫金師、鍛金師、鍛師、漆素地師、漆塗師、漆加飾師、織物工、染色工、鑄物工、電気機械組立工、通信機組立工である。

- 40) 法令全書。
- 41) 労働省基準局調。
- 42) 教刷委議事速記録第16特別委員会第5回委員会。
- 43) 法令全書。
- 44) 山見豊; 昭和33年職業訓練法の成立過程, 調査研究資料No.2, 職業訓練大学校, 昭和47年を参照されたい。
- 45), 46) 木村力雄; 前掲同書, p.17。
- 47) 木村力雄; 前掲同書, p.18。
- 48) 木村力雄; 前掲同書, p.23。
- 49) 木村力雄; 前掲同書, p.27。
- 50) 木村力雄; 前掲同書, p.28。
- 51) 技能連携制度は, 昭和36年10月31日の「学校教育法の一部を改正する法律」(法律第166号)によって実現する。しかし, この制度は行論で明らかにする通り, 必ずしも教刷委第13回建議の趣旨の通り実施されたわけではない。
- 52) 昭和24年6月1日の「教育刷新審議会令」(政令第127号)により, 教育刷新委員会が教育刷新審議会と改称。改称理由は, 委員会の名称が行政委員会に限って使用することになったからである。従って, この改称によって, 教刷委の性格が変更されたわけではない。
- 53) 近代日本教育制度史料第23巻は, 第13回建議の日付を昭和23年2月28日としている(同上書, p.272)。しかし, 教刷委第59回総会配布資料によれば, 同建議は昭和23年2月27日付で, 南原繁教刷委員長より, 片山哲内閣総理大臣宛に, 「教育刷新委員会第58回総会において左記事項を決議したのでこれを報告する。なお, この決議事項を速かに実現するよう取計られたい。」の前文を付し, 送付されている。従って本稿ではこの日付によることにした。
- 54) 教刷委第59回総会配布資料。
- 55) 教刷審議事速記録第1回総会。
- 56) 第7特別委員会は第13回建議の他, 昭和23年4月12日の「1.社会教育振興方策について, 2.ユネスコについて」(第15回建議), 昭和23年8月14日の「青少年社会教育の振興について」(第23回建議), 昭和23年8月31日の「1.社会教育と宗教との関係について, 2.家庭教育と宗教との関係について」(第24回建議)等についても審議している。
- 57) 第17回総会への第7特別委員会の中間報告は, 教育基本法案中社会教育条項に関する特別委員会案を報告, 又第22回総会への第7特別委員会中間報告とは, 社会教育改革に関する第7特別委員会の一般改革理念を報告したものである。(教刷委議事速記録第17回, 第22回総会及び第22回総会配布資料を参照されたい)。
- 58) 第8回特別委員会における関口主査の「鮎沢さん労働教育のことを当委員会として, 取上げべきかどうか, 御意見を承りたいと思います。」の発言を契機とする各委員の発言に注目したい。(教刷委議事速記録第7特別委員会第8回委員会を参照)。
- 59) 教刷委議事速記録総会, 第7特別委員会より作成。
- 60) 教刷委議事速記録第58回総会
- 61) 教刷委第7特別委員会第12回委員会配布資料, 教刷委第54回・第56回。
- 第58回・第59回総会配布資料より作成。
- 62) 教刷委議事速記録第7特別委員会第8回

- 委員会。
- 63).64) 教刷委議事速記録第7特別委員会第8回委員会。
- 65) 教刷委議事速記録第7特別委員会第9回委員会、この通牒案は、昭和23年7月28日の「労働者教育に関する労働省(労政局)、文部省(社会教育局)了解事項について」(発社第209号)に具体化する。
- 66) 教刷委議事速記録第7特別委員会第9回委員会。
- 67).68) 教刷委議事速記録第7特別委員会第11回委員会。
- 69) 鮎沢委員は、労働三法の原案を作成審議した「労務法制審議委員会」の委員、又淡路委員は「職業教育及び職業指導委員会」の委員長及び「技能者養成委員会」の委員でもあった。
- 70).71).73) 教刷審議事速記録第7特別委員会第12回委員会。
- 72) この指摘は淡路委員が昭和22年5月～10月に実施した調査結果に基づくものである。その内容は第66回総会配布資料、「工場教育施設調査報告」に詳しい。
- 74) 教刷委議事速記録第7特別委員会第13回委員会。
- 75) 建議表題の改称は、第14回特別委員会での関口主査の発言により、行なわれる。この発言に対しては、委員の間からは特に異論はなかった。
- 76) 前文の削除は第13回特別委員会での川本委員の「具体的なことはずっと下に出ておりますから、これはなくともいいじゃないですか。」、第14回特別委員会での倉橋委員の「この方策の趣旨はちょっとも変わりはない。」の発言によるものである。
- 77).78) 教刷委議事速記録第7特別委員会第14回委員会。
- 79) 教刷委議事速記録第54回総会。
- 80) 前掲の「工場教育施設調査報告」のこと。
- 81).82) 教刷委議事速記録第55回総会。
- 83) 教刷委議事速記録第7特別委員会第15回委員会。この他、(1)技能者養成所等の教師は適格審査合格者であること、(2)クレジット授与の基礎的条件として、新制中学校修了者であることも付加された。
- 84) 教刷委議事速記録第7特別委員会第15回委員会。
- 85) 第二次案はその第1項について二度修正されている。しかしこれ等修正は前掲表III-6の⑧及び⑨から明らかとなり、労働者教育の概念定義に関する文章表現上の修正であった。詳細は教刷委議事速記録第56回。第58回総会及び第7特別委員会第16回委員会を参照されたい。
- 86) 第7特別委員会第12回委員会における「労働者社会教育方策」提案に当り、淡路委員が説明した趣旨を参照されたい。
- 87) 中島太郎；戦後日本教育制度成立史、岩崎学術出版、1970年、pp.684-685。
- 88) 碓井正久編；社会教育、戦後日本の教育改革第10巻、東大出版、1971、pp.75-77。
- 89) 佐々木亨；「教育を受ける権利」と職業訓練、教育学研究第39巻第4号、pp.314-321。
- 90) 近代日本教育制度史料第27巻、pp.305-307。
- 91) 佐々木亨；前掲同書、p.318。藤田秀雄氏、小林文久氏も佐々木亨氏と同様な原因をあげている。碓井正久編；前掲同書、p.

- 77) 日本近代教育百年史第8巻, p. 707  
を参照されたい。
- 92) 技能連携制度化への動きは、昭和30年代前半において再度活発化する。即ち、昭和31年11月9日の日経連の「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」、昭和32年5月21日の中央青少年問題協議会の「勤労青少年対策につき内閣総理大臣に意見具申」、昭和32年11月11日の中央教育審議会答申、「科学技術教育の振興方策について」、昭和32年12月25日の日経連の「科学技術教育振興に関する意見」、昭和33年4月22日の中央教育審議会答申、「勤労青少年教育の振興方策について」である。ただこれ等の意見あるいは答申では、技能連携制度化は「教育の機会均等」の保障の理念よりも、むしろ当時の産業界の技能労働者不足を、如何に能率的に養成すかの経済的発想に基づくものであった。かかる発想の延長線上で、技能連携制度化は、昭和36年10月31日の「学校教育法中改正」(法律第166号)により、実現する。なお、その詳細は、職業訓練大学校：技能連携制度の研究、調査資料No.7、昭和47年を参照されたい。
- 93) 「教育」昭和23年4月号, p. 10。
- 94) 同上書, pp. 13-14。
- 95) 技能連携制度化への要望は、関口泰；問題の展望、「文部時報」昭和26年1月号にもみることができる。
- 96) 宮原誠一；教育と社会、金子書房、昭和24年, p. 25。
- 97) 同上書, p. 29。
- 98) 同上書, p. 27。
- 99) 同上書, p. 44。
- 100) 同上書, p. 45。
- 101).103) 「教育」昭和24年11月号, p. 34。
- 102) 同上書, p. 33。
- 104) 雑誌「文部時報」昭和25年4月号, p. 15。
- 105) 同上書, p. 16。
- 106) 「文部時報」昭和25年4月号, p. 28。
- 107) 雑誌「産業教育」昭和26年創刊号, p. 10。
- 108).109) 同上書, p. 11。
- 110) 「産業技術を通して新らしい人間性」を育成することについては、海後宗臣；教育の社会基底、河出書房、昭和24年に詳しい。